

令和4年第4回定例会

古平町議会会議録

第4回古平町議会定例会 第1号

令和4年12月13日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第45号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第5号）
- 6 議案第46号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第47号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第48号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第49号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第54号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 15 議案第55号 古平町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第56号 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第57号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第58号 古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 19 議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 21 議案第61号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案
- 22 議案第62号 古平町役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例案
- 23 報告第6号 専決処分（第5号）の報告について
〔工事請負契約の変更について〕
- 24 発議第3号 古平町議会ハラスメント防止条例案
- 25 陳情第1号 「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求め

る自治体意見書」採択についての陳情書
(総務文教常任委員長報告)

26 陳情第13号 子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を
求めることについて

27 一般質問

○追加議事日程

- 1 意見案第6号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める
意見書
- 2 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 3 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 4 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 5 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 6 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続審査申出書
(古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会)

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君		
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君		
副	町	長	奥	山	均	君		
教	育	長	三	浦	史	洋	君	
総	務	課	長	細	川	正	善	君

企 画 課 長	人 見	完	至	君
町 民 課 長	五 十 嵐	滿	美	君
保 健 福 祉 課 長	和 泉	康	子	君
産 業 課 長	岩 戸	真	二	君
建 設 水 道 課 長	高 野	龍	治	君
会 計 管 理 者	関 口	央	昌	君
教 育 次 長	本 間	克	昭	君
町 立 診 療 所 事 務 長	細 川	武	彦	君
総 務 係 主 査	松 浦	亮	介	君
財 政 係 主 査	湯 浅		学	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 岩	豊	君
議 事 係 長	黒 川	寿	君

開会 午前 9時56分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和4年第4回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番、工藤議員、1番、木村議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る12月9日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告いただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告をお願いします。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る12月9日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月13日から12月14日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、議員提案により提出されております発議第3号につきましては、所管の総務文教委員会に付託するものといたします。

次に、総務文教委員会から同委員会に付託されておりました陳情第1号につきましては採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びとします。

また、陳情第13号につきましては、総務文教委員会に付託するものといたします。

最後に、一般質問について説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返して行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、

よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月13日から12月14日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月13日から12月14日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和4年度10月分、11月分例月現金出納検査報告、北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果、第2回後志広域連合議会定例会議決結果、令和3年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第3回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず最初に、地方創生臨時交付金事業についてでございます。本町は、地方創生臨時交付金を活用し、本年度主に次の事業を実施しております。①、指定ごみ袋配布事業、コロナ禍における町民の経済的支援を目的とした指定ごみ袋配布事業は9月22日から町内会の協力を得て1,378世帯へ配布し、事業を完了したところであります。実施に当たっては、町がごみ袋を町内取扱店から均等に購入し、その10%を取扱手数料として還元いたしました。②、灯油等購入助成事業、低所得高齢者へ灯油券1万円分を支給する福祉灯油事業は昨年引き続き実施しておりますが、これとは別に今年度は灯油価格の高騰から全世帯へ一律1万円を現金給付する全世帯福祉灯油事業も令和4年度限りの事業として実施しております。交付金を活用した同事業は、申請書を広報ふるびら12月号に折り込みしたところ、配布直後から連日100件を超える申請があり、本事業に対する期待の高さを感じられております。支給は、12月12日から開始しており、申請から時間をあまりかけずに支給するよう担当課へ指示しております。③、町立診療所の感染対策、町立診療所では駐車場内に移動可能なトレーラーハウスを設置し、12月5日から発熱外来の運用を開始しております。これにより、発熱

患者と一般患者との接触を防ぐことが可能となり、診療所内での感染リスクの軽減が図られると考えております。④、古平町事業者支援給付金事業、原油、物価高騰で影響を受けている町内事業者を支援する事業者支援給付金事業は11月末現在漁業者48件、農業者7件、飲食店8件、その他70件の計133件からの申請があったところであります。本事業は、法人10万円、個人事業主5万円を上限に給付するもので、申請期限が12月末までであります。引き続き申請漏れ等が発生しないよう事業内容の周知徹底を図り、事業者が安定的に経営できるよう支援してまいります。⑤、ふるびら地域応援商品券配布事業、ふるびら地域応援商品券配布事業は物価高騰による町民の生活支援及び町内経済の振興策として町が古平町商工会から同商品券を買い取り、町内の全世帯へ1万5,000円分を配布する事業であります。11月末には各世帯へ郵送しておりますが、不在等により受け取ることができなかつた場合は12月12日から役場産業課窓口で直接配布しております。商品券は、登録している町内商店で利用可能であり、期限は令和5年5月末であります。配布漏れや未使用の商品券が発生しないよう、制度の周知徹底を図ってまいります。

2、恵尚会訴訟についてでございます。仙台地裁で争っていた令和2年(ワ)第309号指定管理料等請求事件は、本町の全面勝訴となりましたが、原告の恵尚会は判決を不服として9月2日に仙台高裁へ控訴状を提出しました。控訴状の主な内容は、原判決の取消しと一審同様に534万415円を求めらるもので、新たに令和4年(ネ)第313号指定管理料等請求控訴事件として争われることになりました。その控訴審の第1回目期日が去る9月29日に開催され、原被告が一審判決の妥当性の有無について主張し合い、即日結審となったところであります。判決言渡し日は、令和5年1月31日と指定されましたので、今後についてはその内容を顧問弁護士と確認の上、適切に対応してまいります。

3番目、(仮称)道の駅ふるびらについてでございます。現在修正設計を進めている道の駅は、検討委員会で協議の上、トイレ、物販及び休憩スペース等の施設内部の配置を決定したところであります。また、関連するふるびら150年広場についてもドッグランスペース、第2駐車場及び公園遊具等の配置案がまとまったところであります。年度内には、これらの内観及び外観をイメージできるパース図を広報紙等で周知したいと考えております。一方、施設の運営については、来年度管理運営する事業者の募集を予定しておりますので、その募集条件等の検討を引き続き進めてまいります。

次に、地域公共交通についてでございます。9月15日の議会全員協議会においてご説明しましたコミュニティバス等の再編については、その後利用者との3回の意見交換会や10月28日の第2回古平町地域公共交通活性化協議会での意見を踏まえ、実証運行を開始すると決定したところであります。今後は、既に12月から始めている2か月間の同実証運行結果を基に町民が利用しやすい地域公共交通形態の構築に努めてまいります。

次に、北海道日本ハムファイターズ応援大使についてでございます。北海道日本ハムファイターズの宮西尚生選手と堀瑞輝選手が古平町の応援大使に就任しております。これは、ファイターズ球団が地域活性化を目的に北海道179市町村応援大使事業として行っているものです。11月25日には、両選手が来町し、小中学校への訪問やトークショーで町民と交流を深めました。トークショーに参加した85人は、両名の軽妙なトークや直筆のサインユニホームなどが当たるお楽しみ抽せん会を楽

しんでいました。本町への応援大使活動は、今年で終了となりますが、地域活性化のパートナーとして同球団とは引き続き連携を模索していきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊等についてでございます。地域おこし協力隊については、来年度からの採用予定で農業、ふるさと納税PR、地域資源発掘などの5分野において年明けから5人程度募集するよう準備を進めております。また、総務省が地方圏への人の流れを創出する手法の一つとしている地域活性化起業人制度は、本町の自治体デジタルトランスフォーメーション分野を推進する上で有効と考えられるため、民間企業からの派遣による人材の確保に努めてまいります。

次に、価格高騰緊急支援対策給付金事業についてでございます。住民税非課税世帯に対して5万円を給付する国の価格高騰緊急支援給付事業は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による国民負担の軽減を目的に11月下旬から全世帯へ確認方式の申請書を送付しております。11月30日までに3分の2を超える566世帯から申請があり、12月12日から支給を開始しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策ワクチンの接種等についてでございます。北後志5町村は、10月18日からオミクロン株対応の2価ワクチンの接種を開始しました。国は、第8波を防ぐため、年内に全対象者の接種完了を目指す方針であり、初回接種を終えた12歳以上は最終接種からの間隔を5か月から3か月へ短縮したところでもあります。本町では、電話等による勧奨、個別予約の調整及び町立診療所での町民の接種必要枠を確保するなど、急遽国の方針に対応するよう体制整備に努めております。接種等に係る必要経費は、引き続き国の全額負担であります。令和5年4月以降の方針は未定であり、ほかの4町村と足並みをそろえつつ、今後の動向に注視してまいります。なお、12月5日現在の新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種状況は、資料1に掲載しておりますので、後ほどご高覧ください。一方、65歳以上のインフルエンザ定期予防接種助成事業等は、順調に実施されているところであります。

次に、介護医療院についてでございます。介護医療院は、開所から延べ27人が入所され、1か月当たり18人の定員に対して16から17人が療養生活を送っております。入所者と家族等の面会は、新型コロナウイルス感染拡大時には中止しておりましたが、現在は感染対策を徹底して診療所の休診日に限り1日2組で1回当たり20分間の面会を実施しております。入所者と家族は、面会を大変喜んでおりますので、今後も入所者が満足感を得られるようスタッフ一丸で施設運営を行ってまいります。

次に、藻場再生試験事業についてでございます。磯焼け対策が長年の課題である本町は、今年度初めての試みとしてビバリーユニットを用いた藻場再生試験事業に取り組んだところであります。鉄鋼スラグや腐植土などを麻袋に詰めたビバリーユニットは、海に埋設することで海藻類に必要な鉄分を供給する施肥材であり、藻場造成を促進する効果があると言われております。10月3日に6トンで沖町の海岸へ投入したところであります。先進地の増毛町では、広範囲で藻場の再生に成功しており、道内初のJブルークレジット認証を取得するなど成果が上がっております。本事業は、ブルーカーボンにつながる取組であり、国が推進しているゼロカーボンの観点からも事業効果を検証しながら継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてでございます。毎定例会ごとに報告しておりますふるさと納税の状況であります。11月末現在で寄附件数1万7,009件（対前年同期比57.4%）、寄附額1億8,727万

3,000円（対前年同期比64.1%）と大きく減少しております。これは、ウクライナ情勢などから特産品の原料や包装資材が高騰したため、返礼品の容量を見直したことやこれまでと同じ返礼品であっても寄附金額の引上げを行ったことが減少の主要因だと考えております。このような厳しい状況下ではありますが、本町の特産品の知名度の向上を図るため12月1日からウェブ上の広告を関東圏及び関西圏等で配信しております。寄附額が増える年末に向けて、より効果的にPRできるのではないかと期待しております。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2にそれぞれ取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案5件、条例改正案12件、条例廃止案1件、報告1件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げます、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には、日頃より本町の教育行政に対し深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。令和4年古平町議会第4回定例会の開会に当たり、前回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校における新型コロナウイルス感染症対策についてです。小学校、中学校における感染症対策に関しては、文部科学省発出の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び北海道教育委員会からの関連通知に基づき、引き続き対策を実施しております。児童生徒の感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降小中とも9月中旬から11月上旬までは該当せずに過ぎましたが、11月11日に小学校第4学年で児童複数の感染が判明したため、11日から15日まで学年閉鎖とし、さらに週明け11月14日、各学年で感染または感染の疑いが判明したため、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断し、小学校を11月14日から18日まで学校全体の臨時休業といたしました。学校閉鎖中は、プリントとオンライン授業を行っております。また、中学校においては、これまでのところコロナ感染に伴う学級閉鎖等の臨時休業はありません。

次に、学校教育活動についてです。10月1日、中学校学校祭が開かれ、テーマ「戮力協心」の下、学年ごとの演劇やブラスバンド演奏が披露されました。このテーマには、全校生徒が力を合わせて困難を乗り越え、心が一つになるようにとの意味が込められています。

10月8日、小学校では学芸会が開かれ、こちらはテーマ「心を1つに、悔いのない演奏にしよう！」の下、学年ごとに器楽演奏を披露しております。

10月15日には、中学校吹奏楽部第47回定期演奏会が開かれ、演奏曲「アルセナール」、「明日へ吹く風」、「シング・シング・シング」など、札幌地区大会銀賞の腕を披露しておりました。

12月7日には、令和5年度小学校入学予定の児童14人の就学児健康診断を学校保健安全法に基づき実施いたしました。保護者に連れられて健診を待つ姿に元気にたくましく育ってほしいと願った

ところでは。

さて、前回報告しました小中学校の校務支援システムにつきましては、9月下旬に各学校で操作説明会を実施し、10月1日より稼働開始しました。学校、学級運営に必要な情報や児童生徒の状況について一元管理、共有化を図ることにより、教職員の事務負担を軽減し、児童生徒へのきめ細かな指導に充てる時間を確保します。

また、みずほ教育福祉財団より古平小中学校に対して運道具セット（バスケットボール3個・バレーボール1個）が寄贈され、10月5日に贈呈式を行っております。

11月8日には、町から日本ライナー株式会社北海道支店に対して地域貢献感謝状を贈呈しました。古平中学校駐車場のライン引きに対しましてのお礼です。

次に、全国学力・学習状況調査についてです。11月1日に道教委から令和4年度全国学力・学習状況調査の北海道版結果報告書が公表され、全道や管内、市町村の状況、成果と課題が示されました。後志管内につきましては、小中学校の全科目で全国の平均正答率を下回ったことから、実効性の高い検証改善サイクルの確立、学習者主体の視点からの授業改善の必要性が示されました。当町の結果につきましては、12月の町広報でお知らせしましたが、その対策として学習時間の確保を重点とし、動画やSNSの使用時間を決めることが肝要であると考えております。

次に、教職員人事協議についてです。11月4日に後志教育局長、次長、企画総務課長、教職員係長ほか人事担当職員が来町し、令和5年度当初教職員の人事協議を開始しております。今後の予定は、次のとおりです。

次に、学校給食についてです。給食用白米については、いち早く10月19日に当町新米を提供したところです。新米は、水分も多く、甘みや粘りが強く、香りもよいのが特徴で、生徒からはかめばかむほど甘かったとの感想をいただいております。これからも地場産食材をできる限り多く使用し、そうすることで子供たちの郷土愛の醸成につなげてまいります。

次に、生涯学習、スポーツについてです。高齢者教室たけなわ学級は、第5回を9月30日に開催、8人が参加してあけぼの公園のごみ拾いと草刈りをしてございます。ご奉仕のほどありがとうございました。

少年少女わんぱく王国は、第5回を10月1日に開催、8人が参加して蘭越町貝の館で研修を行いました。古平前浜の海水を持参し、同館の特殊な顕微鏡を使いフナガタケイソウの一種を発見したり、館長のお話を聞いて充実した訪問となったようです。感想文には、海の問題がもっと詳しくなった、いろいろ海のことが分かったからよかった等の声が記されておりました。

11月12日には、文化教室を開催、27人が参加してオリジナル判こ作りを体験しました。自分の名を天然石に篆書体で彫り込む作業に参加者からはもう一つ作りたかった、汗が出るほど集中したなどの声がありました。

11月22日から英会話教室初級を全4回開催中です。「エマ先生と英語で遊ぼう」と題して、自分のことを英語で話したり、動きながら英語で話そうなど、9人がチャレンジしております。

さて、古平町文化祭についてです。11月3日、発表会を3年ぶりに開催、7団体が出演して156人の来場をいただきました。これに先立った作品展示会には、10団体、6個人から絵画、短歌、俳

句、書道や手芸作品など488点が出展され、10月27日から30日までの4日間、延べ188人が来場されました。いずれも複合施設1階大ホールで行いましたが、新会場であったため、改善できる点は今後検討してまいります。

町体育連盟の令和4年度表彰式が11月4日行われ、古中3年、田岸由羽さんがスポーツ奨励賞、古中2年、平尾歩睦さんがスポーツ賞を受賞しております。

子ども第三の居場所実施設計業務委託については、11月1日、入札執行、11月2日、株式会社さから設計事務所と委託金額321万2,000円、期間令和5年2月28日までで契約を締結いたしました。

古平町図書館は、5月6日の開設以来はや7か月が過ぎました。多数のご来館いただき、誠にありがとうございます。図書館司書によるおはなし会や読書月間に合わせた特別イベントを行い、利用促進に努めております。頂戴したご意見やご要望を勘案しながら、初心を忘れずにこれからも事業展開を図ってまいります。なお、11月末日時点の図書館利用カード発行数は208枚、また蔵書数は1万2,862冊となっております。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣づけがされるように今年度から始めた健幸ポイント事業については、12月2日時点73人の方が登録し、参加されており、早くも満点25ポイントを集めた方が7人も出てきております。今後も対象イベントの実施を行い、定着するよう進めていきます。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については、資料1に取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第45号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第45号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第45号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,554万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,163万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、議案2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

以上、第1表までが議会での議決事項であります。

それでは、議決をいただくため、一般会計の補正予算の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第45号説明資料を御覧ください。縦書きの資料でございます。それでは、改めまして歳出

からご説明いたしますので、まずは4ページ、5ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに説明いたします。4ページ上段、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に249万1,000円を追加し、7億7,020万2,000円とするものでございます。主な補正の内容につきましては、5ページの上段を御覧ください。まずは、訴訟委任業務委託料として77万5,000円を計上してございます。こちらは、恵尚会との控訴審に対する弁護士報酬、弁護士が仙台へ行く旅費について計上してございます。その下、車両購入費ということで171万6,000円計上してございます。こちらの車両購入費というのは、現在町長車2台ございます。1台がアルファードなのですが、1台が令和5年1月末でリースが終了いたします。そのリースが終了した後にそのアルファードを買い取るための購入費用でございます。その代わりに現在もう一台ありますクラウンを売却する予定でございます。そのクラウンの売却については、歳入のほうで計上してございます。町長の出張がコロナ禍ではありませんが、以前と同様に多くなったこと、複数人での出張の際にはアルファードのほうが利用勝手がいいということでクラウンを売却し、アルファードを購入ということにしたところでございます。

続きまして、同じく2款の3項戸籍住民基本台帳費でございます。既定の予算に29万1,000円を追加し、1,632万1,000円とするものでございます。内訳といたしましては、5ページに記載しているとおりの契印刷機購入費ということで、戸籍謄本、住民票発行時に使用する穴文字で契印する機器でございます。老朽化により、更新するための経費でございます。

続きまして、同じく2款4項選挙費でございます。既定の予算に228万6,000円を追加し、625万3,000円とするものでございます。こちらの内容につきましては、知事、道議選が3月から開始になります。3月分の執行経費を計上したところでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございます。既定の予算に145万1,000円を追加し、8億2,391万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、まず福祉センター費で66万円の修繕料を計上してございます。デイサービス事業で使うお風呂に用いる機械室の給湯用膨張タンクが老朽化いたしておりまして、それを更新するものでございます。前回更新したのが16年前ですので、平成18年に更新したものを今回更新ということになります。その下、老人福祉施設扶助費ということで、老人福祉施設事務費支弁基準額が増えましたので、5万8,000円補正するところでございます。さらに、その下、介護保険サービス事業特別会計繰出金ということで、この後の議案で出てきます介護会計の補正の際の不足分を一般会計から繰り出しすることで73万3,000円計上してございます。

続きまして、同じく3款民生費の2項児童福祉費でございます。既定の予算に628万1,000円を追加し、6,428万9,000円とするものでございます。補正の内訳といたしましては、まずは児童手当の精算返納金、令和3年の実績が確定いたしましたので、国からもらい過ぎていた分を返納金として返す経費で235万3,000円、さらにはその下、厨房エアコン取替え工事費ということで、こちらは幼児センターの厨房のエアコンを取り替える工事費でございます。断熱材の剥離、結露、給食への異物混入のおそれがありますので、エアコンを取り替えるものでございます。今年度中であれば、新年度からやるよりも大きく工事費を安価に抑えられるため、本来であれば当初予算に計上すべきものを今回補正で計上させていただいております。1枚めくっていただいて6ページ、7ページ御覧く

ださい。先ほどの続きでございますが、民生費の7ページの一番上です。感染症対策支援消耗品費ということで、こちらにつきましては一期倶楽部に対する現物支給でございます。国3分の1、道3分の1、町3分の1の負担で10万円分の感染消耗品費を一期倶楽部へ現物支給するものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算に65万円を追加し、1億2,005万7,000円とするものでございます。内訳といたしましては、出産・子育て応援交付金ということで、国の経済対策の一環として令和4年4月1日から年度内に妊娠、出産した世帯に10万円を交付する事業でございます。国3分の2、道6分の1、町6分の1で実施いたします。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費、既定の予算に14万8,000円を追加し、520万4,000円とするものでございます。補正の内訳といたしましては、鳥獣被害対策実施隊員報酬ということで、熊の出没増に伴いパトロールの回数も増えましたので、その報酬の増でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費でございます。既定の予算に86万8,000円を追加し、2億2,859万4,000円とするものでございます。内訳といたしましては、まずは光熱水費ということで、国道だとか中央通りでございます青い街路灯の電気代が増となっておりますので、その不足分の補正でございます。もう一つ、修繕料ということで、温泉施設浴室に行きます渡り廊下の床板張り替え、断熱材の取替え等で修繕費51万円計上してございます。その渡り廊下で漏水が確認されておりますので、その修繕費でございます。

続きまして、7款土木費、4項都市計画費、既定の予算に145万8,000円を追加しまして、1億6,000万1,000円とするものでございます。内訳としては、この後議案として出てきます下水道会計の繰出金、下水道会計の補正の不足分を一般会計からの繰り出しで145万8,000円計上してございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、既定の予算に131万7,000円を追加し、1億8,849万1,000円とするものでございます。内訳といたしましては、北後志消防組合の負担金として131万7,000円計上してございます。こちらは、支署の職員の昇格、昇給に伴い人件費が増となりましたので、その分の補正でございます。

続きまして、1枚めくっていただいて8ページ、9ページです。9款教育費、2項小学校費、既定の予算に817万1,000円を追加し、3,379万9,000円とするものでございます。内訳といたしましては、電気代の高騰によります小学校の電気料不足で817万1,000円計上してございます。

続いて、同じく9款3項中学校費です。既定の予算に397万2,000円を追加し、2,844万9,000円とするものでございます。こちらにつきましては、重油、灯油の不足によります燃料費の補正で279万4,000円、あと電気代の高騰に伴いまして光熱水費117万8,000円を補正するところでございます。

続きまして、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に1億1,616万円追加いたしまして、4億1,970万9,000円とするものでございます。内訳といたしましては、財政調整基金積立てで7,043万円、こちらにつきましては地方財政法第7条の規定に基づきまして令和3年度の決算剰余金の2分の1は財源調整基金に積み立てることになっておりますので、令和3年度の剰余金の半分を積み立てるものでございます。その下、減債基金積立金ということで、残りにつきましては減債基金に4,573万円を積み立てるものでございます。

それでは、歳入に戻っていただきまして、2ページ、3ページ御覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に46万6,000円追加し、3億3,030万9,000円とするものでございます。内訳といたしましては、子ども・子育て支援交付金、これ歳出でご説明した一期倶楽部への感染対策の消耗品、国からの分、3分の1、3万3,000円を計上してございます。その下、出産・子育て応援交付金、こちらも歳出でご説明した出産・子育て応援交付金の65万円の3分の2、43万3,000円を計上してございます。

続いて、14款道支出金、2項道補助金、既定の予算に14万1,000円を追加し、1億1,822万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、国庫補助金と同様に子ども・子育て支援交付金の道分3万3,000円と出産・子育て応援交付金の道分6分の1、10万8,000円を計上するものでございます。

同じく14款3項委託金、既定の予算に228万6,000円を追加し、1,329万7,000円とするものでございます。こちらは、歳出で計上しました知事、道議選の執行経費の全額を委託金として計上してございます。

続きまして、15款財産収入、2項財産売払収入、既定の予算に180万円を追加いたしまして、180万2,000円とするものでございます。内容としましては、物品売払収入、先ほどご説明したクラウンの売却収入でございます。

続いて、18款繰越金、1項繰越金、既定の予算に1億4,085万1,000円を追加し、1億4,085万2,000円とするものでございます。内訳としては、前年度繰越金、令和3年の決算剰余金でございます。第3回定例会で認定をいただいた金額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 歳入でいえば、3ページ、繰越金が約1億4,000万で、説明でその2分の1は財調に積み立てるというルールがあるのでと、残りのうち減債基金に積み立てて総額で約1億2,000万弱が積立てになります。それで、残りの約2,000万をいろいろとかかるあれに使うということなのですが、この繰越しのやり場が歳出でこういう形を取っているというのは今の物価が高騰しているときに町民生活が困窮しているという前提に立つと、この扱いは非常にのんびりしているのではないかとこのように思っています。それと、現在の物価高騰に対して追加の普通交付税の決定がありますでしょうか。今回の補正予算には、それが載っていないのです。追加の交付税額は、古平町の場合は約4,200万です。どういうふうにこの使い方を考えているのか分かりませんが、国の5万円という支給のほかにコロナの交付金プラス古平町独自のお金を使って全世帯に1万円というやつはやりましたけれども、これでは到底間に合わない状況が起きているということです。先ほど町長の行政報告でもふるさと納税について触られていましたけれども、前年に比べて約半分ということで、世の中はぜいたく品を避けて今必死で家計を守る風潮です。その結果がこういうふうになっていると同時に、民間の会社もふるさと納税を目当てにしてトイレットペーパーだとか、ティッシュだとか、そういう日常のものにふるさと納税を目当てにして計画しているという状況で

す。それくらい町民生活が困窮している状態ですから、今回の補正というのは私はこういう緊迫感があるような町民生活の中では町民生活に対する対応が弱いというふうに思っているのですけれども、財調に半分積み立てるといのは分かります、ルールですから。だけれども、そのほかについては、やはり緊迫した町民生活に向けて何らかの独自策を考えてもいいのではないかとこのように思ったのですけれども、全くそれは今回の補正に当たって議題にのらなかったのですか。

○総務課長（細川正善君） 町民生活困窮していることに対して全く今回の補正で議題に上らなかったのかということなのでございますが、古平町としては町民生活の困窮に対しましてまずは昨年と同じように行った低所得者への福祉灯油、さらに全世帯への1万円の福祉灯油、それで2万円、さらには全世帯へ地域応援券として1万5,000円ということで、人によって2万5,000円から3万5,000円、さらには国の制度で5万円低所得者には配付されたりしております。そういうことをやっているのと、あと前年度の繰越金のうち半分は財調に積まないといけないという法律の決まり、それと今回令和2年、3年でこの複合施設建てました。その後複合施設に対する償還が必ずやってきます。そのときに対してお金を積み立てたほうが後々町民生活に対して影響が少ないのではないかと、町民に迷惑をかけないのではないかとこのように今回の補正をさせていただいたところでございます。

○3番（真貝政昭君） 前年のことになりましてけれども、ふるさと納税で臨時的に入り続けるそのお金については恒常的な普通交付税制度で国から来る決まり以外の臨時のお金です。その使い方について、前年は例えばこの複合庁舎の備品に全額を使うと。ふるさと納税のお金の使い方は、当初の目的は破綻した水産加工会社の立て直しのためにスタートしたのです。得られたお金については、重点的に子供たちのために使うという、そういう方針が立てられたのです。これは、ホームページでも方針が報告されています。この庁舎の備品、全額をそれに使うというのは、やっぱり首をかしげるような事態です。前任者がそういう方針を取って、そして議会が認めましたから、その方向でいったのでしょうけれども、こういう物価高騰の折、その使い道をやはりもう一度原点に立ち返って考えていただきたい。

それと、この高騰に対して、コロナ禍の中で物価高騰が起きているのですけれども、各町村は子育て世帯に対する手厚い対応に動いています。例えば給食費の無料化についても今自治体の数が増え続けています。そういうところに目を向けるだとか、それと町民生活の困窮度合いによって各町村独自に今取り組んでいますので、後に出てくる普通交付税の追加分、その使い道をぜひともそういう観点で支出のほう見ていただけないかというふうに思っているのですけれども、町長、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 確かに普通交付税、新聞報道等で4,200万古平町入ってきます。それが今日13日の報告ということになっていきますので、今回の補正には載せなかったわけでございますけれども、それと後ほど一般質問で真貝議員のほうから子育てについて出ていきますので、それはそちらのほうでご説明申し上げたいと思いますけれども、今そういったものを考えながら、ただ、今の異常な物価高騰等については町もまずそうですけれども、これの対応というのはやっぱり国のほうで対処していかなければならない問題でないのかなと思っておりますので、私は今回の剰余金を減債基金

に充てるというのは何の迷いもなくこういう形で進めたところでございます。

○3番（真貝政昭君） 町独自でやることについては、それに腰が引けている自治体の首長さんのよく答弁される言い分にこの事業は国がやるべきものだというふうにおっしゃるのです。余市の町議会でもそういう場面が見受けられます。だけれども、国がやらないから自治体ややって、そして国のけつをたたくと、そういうやり方が今までの国を動かしてきた自治体としてのやり方ですので、ぜひとも検討していただきたいなというふうに思っている次第です。

○議長（堀 清君） 答弁なしでいいですか。

○3番（真貝政昭君） 何か言うことがあれば。

○町長（成田昭彦君） 先ほど申し上げましたように、国のやるべきこと、それに対してこういった町村、首長というのはやはりそういったものを道あるいは国に要望していく、例えばそういった期成会等もありますので、そういった中で要望していくというのが建前ではないのかなと思っております。

○6番（高野俊和君） 6ページの5款の2目農業総務費ですけれども、ここに先ほど鳥獣被害の対策の報酬、熊の件に関してだということでしたけれども、私9月議会の一般質問で熊による被害が全道で出ているので、ワンランク上の対策をしたらどうかということをお話ししたと思うのですけれども、今回14万8,000円ですけれども、それに関する予算かなとも思うのですけれども、今回いつ頃に何回ほど対策をして回ったのかということ分かるでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 鳥獣被害対策実施隊員の活動の出動実績についてなのですけれども、全体で今年は12回出動しております。一番多いのが10月で、5回ほど出動しております。内容としては鴨居木方面ですが、民家のそばにヒグマの出没情報がありましてパトロールの強化をしたために結構な出動回数となったわけでありまして。

以上です。

○6番（高野俊和君） 町内で倉庫に入って米などにも被害があったということもちょっと聞きましてけれども、今回見回りをして何か熊の足跡やそういうこともそうなのですけれども、熊がたどる足跡みたいなものに関してどのような行程をたどるのかというようなことも少しは成果とか、そういうことはあったのでしょうか。その被害額はどの程度あったのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 熊による被害の状況なのですけれども、被害額については調べてはいません。ただ、今回米が食べられた民家のそばに遠隔カメラを設置したところ、結構な数映っておりますので、河川敷のほうから来ている熊ではないかということで行動は調べることができました。

以上です。

○6番（高野俊和君） 民家の近くまで来ているということは、多分熊って学習能力高いといえますから、一、二度そういうことがあると来年以降もかなりそういう可能性というか、そういう心配があると思うので、やはり1ランク上というより定期的にやらないと少し危ないのではないかといいように思いますけれども、来年以降ある程度これに関しては考えていくべきではないかというふうに思いますけれども、どうでしょう。

○産業課長（岩戸真二君） 来年につきましては、新年度予算のときに本年度の多かった実績を含めて計上していきたいと思っております。

○8番（山口明生君） 資料の8ページ、9ページ、教育費のところ、子供の生活に関わることなので、あまりうるさくは言いたくないのですが、学校管理費で主に光熱費、燃料費だと思うのですが、小学校でおよそ4割強、中学校でも3割強補正するとなっていて、ほかにも町有の施設って結構あると思うのですが、幼児センター、海洋センター、元気プラザ、福祉センター等々、ほかはそこまでの極端な補正は出ていないようですが、なぜ小学校と中学校だけここまで極端に足りないのかというのをお聞きしたいのですが。

○教育次長（本間克昭君） まず、学校管理費の光熱水費、燃料費等についてなのですが、まず電気料につきましては予算積算時過去3年の電気代の平均から割り返しています。それで予算当初組んだのですが、電気代を用量で割り返した単価なのですが、令和2年度平均その単価が17.2円、それと令和3年度19.2円だったので、令和4年度当初4月の時点で20.8円という単価、一気に単価が上がっているような状況があります。その後も毎月8.7%ずつ単価が上昇しているような形がございます。そういう単価が上がっている状況で今回こういう補正予算を出したという原因になっております。

それと、B&G海洋センターにつきましては、今指定管理に出しておりますので、これから精算することになります。その状況によっては、指定管理料の補正等これから考えていかなければならないと考えております。

○8番（山口明生君） 今のお話だと、電気代上がっているからという、単純に、当初見積もりのときと違うと、それでも学校だけではないです。結局どこでもそうであるだろうし、ある程度はそれを考えに入れて多分予算組んでいるはずですが、予算編成の時点で電気代上がるぞというのは、ある程度予測はできていたと思うのです。それをある程度加味して多分ほかの施設なんかも例年よりは何割増しか何%増とかという形を取っていると思うのですが、それをせずにこういう形になっているのか、ある程度対処していっぱい節約等も頑張りながら、無駄を省きながらで値上がりに対処した結果がこれなのか教えてください。

○総務課長（細川正善君） 私のほうからご説明させていただきます。

今教育次長が言ったように、予算を編成する時点では過去3年間の平均で電気代などを計上いたします。多くの公共施設は、これから冬にかけて使用していくこととなりますので、恐らく足りなくなってくると思います。その際には、3月に補正をお願いしたいなというふうに考えてございます。昨年予算編成する時点、令和4年の1月時点でまとめ上げるのですが、その時点ではここまで大きく伸びるというようなことの見通しがちょっと甘かったというのは否めないところでございます。

○8番（山口明生君） 大事なところは、まさにそこで、まずちゃんと見通せていないことが大きくこうやって補正、補正をすることが別に悪いことだとは思いますが、可能性としてはこれからほかの町有の施設でも当然同じようなことが出てくるだろうということが想定されるということなので、であればなおさらなのですが、かかると分かっているもので特に一般市民が分かりづらい部

分、小学校や中学校でどんなふうに電気が使われて、どんなふうに燃料が使われているかってなかなか分かりづらいのです。小学校なんか結構大きい建物なので、あのでかいものを暖かく維持するのなら、それはかかるよねという話で、ではそういうものの中でもここは使わないようにして閉鎖して少し燃料費を抑えましたとか、ここの施設は使わないようにして電気代を下げましたとか、そういうことができるものなのかできないものなのか、ほかの施設においても何か節約のための手段を講じて、結局予算は例年どおり組むとしても執行も例年どおりというわけにはいかないです。同じ額なら、それは例年どおりでいいのですが、例年よりもたくさんお金がかかる中で、では足りないから補正をすればいいという話ではないので、ではその例年よりもかかるようになったものをどう工夫して最小限にとどめるのかという工夫がこれから多くの施設で出てくるのであればなおさらです。ただ、暖房費とかに係るものなので、あまりひどい節約をしてしまうと施設の利用者の健康にも関わる部分なので、強くは言えませんが、ただ当初予算の4割、3割足りなくなる、それが多くの施設でこれから出るという懸念があるのであれば、やはりちゃんとした計画の下に節約、そして対策というものを考えていく必要があるのではないかと感じます。答弁結構です。

終わります。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

最初に、原案に反対の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第46号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第46号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第46号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,109万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明資料の18ページ、19ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算から462万円減額し、予算額1億2,492万8,000円とするものでございます。こちらは、広域連合分賦金の減額で、当初予算の際概算で計上していた分賦金について11月に広域連合議会において補正予算が可決され、確定となったことにより減額するものでございます。

2款1項基金積立金でございますが、499万9,000円を追加し、500万円とするもので、広域連合還付金と、それから一般会計でも説明しましたが、昨年度の繰越金を地方財政法第7条の規定により剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入です。16ページ、17ページをお開きください。3款2項基金繰入金でございますが、既定の予算から620万円を減額し、予算額を100万円とするものでございます。こちらは、下のほうの説明欄にございます繰越金及び広域連合からの精算還付金により、当初予算計上していた基金繰入金で財源調整をすることとしています。

4款繰越金、1項繰越金、既定の予算に472万9,000円を増額し、473万円とするもので、令和3年度決算剰余金の繰越しでございます。

続いて、5款諸収入、4項雑入でございますが、246万9,000円を増額し、250万3,000円とするものでございます。令和3年度の広域連合分賦金の精算分として246万9,000円が還付となっております。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 国保の会計については、前任者のときに足りない分については一般会計から貸すというやり方を取りました。今の状況で一般会計から借りている状況というのはあるのですか。

それと、基金からの繰入れを減らしまして、さらに財調への基金の積立金約500万していますけれども、基金の状況は今どういふふうになっていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 一般会計からの借入れにつきましては、都道府県化になってから決算で黒字が続いておりますので、一般会計から繰り出していただくこと、借入れすることは平成30年から3年、4年ないです。

それと、基金については、残高今調べたものを持ってきておりませんが、決算で3,600万程度だったと思います。

○3番（真貝政昭君） この国保の会計の今の状況というのは、滞納率が約1割弱でしたか、それを見込んでの歳入歳出の結果というふうに理解できますか。

(「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 答弁調整のためしばらくお待ちください。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長(堀 清君) 会議を開きます。

○町民課長(五十嵐満美君) 税につきましては、予算時過去の、主に前年度の収納率を勘案して予算組んでおりますので、現年度分で9割程度、それから滞納分でも今年度については60%ぐらいの収納率を計算して予算組んでおります。

○3番(真貝政昭君) 町長、今の説明があったように基金の残高が5,000万近くになっています。それで、異常だと。国税というのは、国保に加入している方たちにとっては苛酷な税ということで、かつては足りない分については一般会計からの繰入れでしのいで税率アップにつなげないできたのです。これが前任者の考え方の変更がありまして、そういう考えなしに必要なときは貸すのだという形になって今の状態が出来上がっているのですけれども、加入者にとっては税そのものが苛酷な状況にあるということとプラス病院にかかると医療費がかかりますので、税が苛酷であれば診療を控えるという受診控えというのが起きるわけです。だから、国保に加入している人にとっては、税率を軽くしていただきたいと、負担を軽くしていただきたいということなのです。軽くすれば、収納率だって悪くなるのではなくて改善するはずなのです。ともかく基金残高が5,000万くらいに上っているなんていうのは、これは解消できる材料になります。もともと収納率の状況で予算を立てられているという説明でしたけれども、可能な限り加入者の税負担を軽くするという方向で考えていただきたいと思うのですけれども、さらに今までの首長の姿勢からいって一般会計から国保会計に応援するというのは当たり前の考え方としてやってきたわけですから、そこら辺を加味して事に当たってもらえないのかなと、可能でないかというふうに思っているのですけれども。

○町長(成田昭彦君) 国保税の軽減につきましては、これも真貝議員のほうから一般質問で出ている均等割ですか、の廃止ということ出ていますので、そちらのほうで答弁させていただきたいと思っておりますけれども、国保会計自体法的な一般会計の繰り出し、それはもちろん実施してございますけれども、それと併せて赤字補填であれば赤字補填分というその他一般会計繰り出しという形で以前は見ていたと思うのです。ですから、赤字の場合は、そういった考え方を持って貸出しすることではなくて、そういった考え方で進めていきたいと思っておりますけれども、だからといって国保税の収納率、これはあくまでもやはり上げていかなければならない、ご負担いただくものはいただかなければならないと思っておりますので、その辺ご理解願いたいと思っております。

○議長(堀 清君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第47号

○議長(堀 清君) 日程第7、議案第47号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第47号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,945万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては、第1表を14ページから17ページにお示ししております。

それでは、歳出から詳細についてご説明しますので、別冊の説明資料24、25ページをお開きください。2款1項施設費、補正額としまして145万8,000円の増額でございます。これに関しましては、光熱水費の増額となりますが、下水道施設の電気料高騰が影響したもので増額となるものでございます。

引き続き歳入のほうの説明をさせていただきます。22、23ページをお開きください。5款1項一般会計繰入金、補正額としまして145万8,000円の増額でございます。先ほどの歳出の補正で申し上げた財源となる歳入の補正で、一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 先ほどの教育費のところでも光熱水費の増額ありました。あれ計算しましたら、3割近くだとか4割とかというふうになっているのです。公共下水道のほうを単純計算したら、約2割上がっているのです。電力会社どれだけもうかるのかというのは、後ほど出てくるのだけれども、一般的に電気代というふうには雑駁に考えますと、2割上がっているのですか、3割上がっているのですか。使い方は、従来どおりの計算からいくと随分ばらつきがありますけれども、どのようになっているのですか。役所のほうの予算の出し方は、少し余裕も見ているのかもしれないけれども、2割上がっているというふうには捉えたほうがいいのでしょうか。電気代の高騰に対し

での検証をする必要があると思うのですけれども、どういうふうに捉えたらいいですか。

(何事か言う者あり)

○議長(堀 清君) 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

○議長(堀 清君) 再開いたします。

○教育次長(本間克昭君) 電気料の単価的な部分について小学校、中学校分についてで答えさせていただきます。

小学校でいいますと、電気料を使用量で割り返した単純な1キロワット当たりの単価なのですが、先ほど言いましたが、小学校でいいますと令和3年度の平均は19.2円でした。それが令和4年度4月の時点で20.8円、それで10月がマックスだったので、その時点では33.7円、去年が19.2円だったものが10月の時点では33.7円という上がり方小学校でしています。

それと、中学校でいいますと、契約内容とかが違うので、単価また別になるのですが、単純に割り返した単価でいいますと令和3年度の平均単価が32.2円でした。それが今年度4月時点では32.1円、それでマックス、一番高かったのが9月だったので、41.8円というところまで単価が上がってございます。

○建設水道課長(高野龍治君) 下水道施設で申し上げますと、同月で比較したものしか今ちょっと持っていないのですが、去年の10月分と本年の10月分で比較したものでは電力の量としては去年のほうが多かったのですが、お金、使用料としては今年度1.2倍になっております。そういった状況でございます。

○議長(堀 清君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第48号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第48号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第48号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ194万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億4,954万6,000円とするものでございます。これは、町が直営する短期入所生活介護と介護医療院事業費を実績見込みに合わせまして増額補正するものでございます。

それでは、歳出からご説明します。説明資料30ページ、31ページをお開きください。1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、既定の予算に105万8,000円を追加し、3,794万円とするものでございます。これは、元気プラザで行っている短期入所生活介護、ショートステイ事業費です。当初1か月当たり12日間のサービス提供で予算計上いたしましたが、ミドルステイの利用者が複数名となったことにより1か月当たり26日間のサービス提供が見込まれることから、12節委託料、給食業務及び社協への運営委託料をそれぞれ実績見込みに合わせて増額するものです。

3項施設サービス事業費、既定の予算に88万8,000円を追加し、1億1,135万8,000円とするものでございます。これは、介護医療院の事業費で、燃料費の高騰などや私物クリーニングの利用者及び入所者と職員への各種検査業務委託料について実績見込みに合わせて増額するものでございます。11節役務費の15万5,000円につきましては、私物クリーニングであるため、歳入において自己負担金収入として同額計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。1ページ戻りまして、28ページ、29ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、既定の予算に85万円を追加し、8,127万3,000円とするものでございます。これは、短期入所の実績見込みにより介護給付費収入を増額するものです。

2項自己負担金収入、既定の予算に36万3,000円を追加し、1,518万7,000円とするもので、2節については短期入所の給付費に見合った自己負担金、3節につきましては介護医療院の歳出でご説明いたしました私物クリーニング利用者からの徴収額の増額分でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に73万3,000円を追加し、5,068万4,000円とするものでございます。これは、歳出の補正額に対しサービス収入の不足額、いわゆる赤字補填分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 確認になります。31ページの委託料で給食業務委託料です。それで、記憶では元気プラザに入所されている方、それから海のまちクリニックの2階部分の入所者というのですか、に対する給食については日清に委託していたと思うのですけれども、それでいいのかどうか。あわせて、幼児センターも日清だったように思いますけれども、その確認です。

それと、給食については、日清に委託されていたときの人員の配置として栄養士の配置が義務づ

け、必須というのですか、というふうに認識していたのですけれども、献立についてはその栄養士が責任を持つという仕掛けになっていると思いますけれども、その確認をお願いしたいのです。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今サービス勘定で計上していますのは、元気プラザのショートステイ部分だけです。真貝議員のご質問につく診療所の2階部分と元気プラザ入居者分の配食サービス、それとデイサービスの3か所についてそれぞれ委託契約を日清と行っております。

それと、栄養士ですけれども、栄養士は必須ではありませんので、食事を作る業務としては管理栄養士の必須業務ではありませんが、日清の委託の内容としましては管理栄養士1名と調理作業員3名、合計4名と、あと本部からの指示でいろいろな材料の発注や納入を行って調理をいただいています。

それと、認定こども園、そちらも日清医療食品で別契約で行っております。

○3番（真貝政昭君） 栄養士の配置が必須ではないという説明だったと思いますが、学校給食の場合は道の管轄でしょう、栄養士は。小中学生に給食を配食しているのですけれども、献立というのは栄養士が責任を持ってやるわけでしょう。あれは、義務、必須というふうになりますよね。その違いがちょっと分からないのですけれども、会社に委託してしまうとそこら辺緩和されるということなののでしょうか。それぞれの幼児センターなり地域福祉センターのほうなり海のまちクリニックの2階なりと献立に関して栄養士がどういう配置義務というか、関わりがあるのかというのがちょっと今の説明ではよく理解できなかったのですが。

○保健福祉課長（和泉康子君） 日清さんへの委託業務は、あくまでも給食を作っていただくというところの委託業務となっております。ただ、全体を管理するのに管理栄養士やスーパーバイザーが入りまして、365日3食円滑に行えるような管理をいただいています。

あと、デイサービスセンターと元気プラザの配食サービス、それとショートステイにつきましては正式に栄養士の管理下の下というものはございませんので、栄養士が必須ではありません。介護医療院につきましては、例えば配食サービスもなのですけれども、食事を提供した後にその方の食のプラン、食生活を通したプランを作成すると加算とかはありますけれども、その加算を今時点では取っておりません。それと、診療所におきましては、管理栄養士、今1名非常勤ではありますけれども、利用者の方の健康管理などをして日清医療食品の管理栄養士と連携を取りながら食事提供しております。献立につきましては、ベースとなるものは3施設とも本部のほうから基準となるメニューが来まして、それに対して各委託元、デイサービス、元気プラザ、介護医療院で要望などを出しましてちょっとずつ変化をかけている状況です。なので、診療所におきましては、今後加算を取るということになると、診療所でなくて介護医療院側の栄養士ということで委託先の栄養士が必須ということではございません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第49号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第49号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第49号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9,398万5,000円とするものでございます。これは、マイナンバーカードの保険証利用や資格確認を行うためのオンライン資格確認機器の導入について機器等の価格が高騰したことにより導入が困難になったことから、導入を可能とするため10分の10実費補助事業の上限額に合わせた増額補正でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、補正予算説明資料36ページ、37ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、既定の予算に7万5,000円を増額し、8,560万5,000円とするもので、12節委託料7万5,000円増となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。34ページ、35ページをお開きください。5款1項1目雑入、既定の予算に7万5,000円を増額し、49万9,000円とするもので、実費補助上限額と同額としたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時53分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第50号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案は31ページから35ページです。まず、改正の内容をご説明させていただきますので、横の説明資料の1ページのほうから御覧ください。今回の改正の内容は、給与改定でございます。その給与改定の概要についてご説明いたします。まず、1番目として、関連条例改正の要旨です。①、一般職国家公務員の給与改定に準拠と。令和4年度人事院勧告どおりということで、国の国家公務員給与改定が行われましたので、国に準拠して改正するものでございます。②番目として、地方公務員法の趣旨に沿って同様に改定と。地方公務員については、国家公務員を基準として条例で定めることとなっておりますので、国家公務員に準拠して改正するというようなことでございます。

では、どのような改正内容なのかと申しますと、2番目のほうの（1）をまず御覧ください。一般職です。正職員です。まず、正職員の今回の給与改定、大きく分けて2つございます。1つ目が①、給料表です。民間給与との較差0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を上げということで給料表の見直しを実施いたします。その給料表なのですが、平均改定率として全体で0.3%改定すると。1級から6級までそこに記載されているとおりの改定率となっております。もう一点の改定ですが、期末、勤勉手当でございます。いわゆるボーナスでございますが、民間の支給状況に見合うよう上げということで年間これまで4.3か月だったものを4.4か月に上げると。期末、勤勉手当のうち今回は勤勉手当を0.1か月上げいたします。その下の表を御覧ください。令和4年度につきましては、期末手当は6月、12月ともに1.2か月でございます。勤勉手当のほう、6月0.95月で支給してございますので、12月のほうで1.05月にいたします。現行0.95というふうに条例で定めておりますが、0.1か月引き上げて1.05か月とすると。令和5年度につきましては、期末、勤勉それぞれ6月、12月ともに1.2月、1か月というような見直しになります。

それでは、1枚めくっていただいて3ページ御覧ください。今ご説明した改定の内容を新旧対照表でご説明いたします。左側が改正後です。右側が改正前です。勤勉手当、15条の4第2項の第1

号、(1)のほうで再任用職員以外の職員ということで下線引っ張っているとおりこれまでの100分の95を100分の105に見直しをすると。それと、第2号のほう、(2)のほうです。再任用職員については、100分の45を100分の50に見直すというところでございます。

その下、3ページの下段の別表1、ずっと8ページの中段まで続きますが、給料表をこのように変更するというところでございます。給料表につきましては、1級から6級までございますが、役職が上になるに従って級が上がるというようなものになってございます。

そのまま8ページ御覧ください。8ページの中段、第2条と書いておりまして改正後、改正前載っておりますが、勤勉手当、15条の4、こちらは令和5年の4月以降の適用する文言でございます。

(1)、第1号で再任用職員以外の職員は100分の105から100分の100と。この100分の105というのは、第1条で令和4年度限りで使うと言った率を100分の100に戻すと。再任用職員につきましては、100分の50を100分の47.5にせずというものでございます。

それでは、議案の32ページに戻ってください。32ページから今ご説明した内容の条例改正の改め文が掲載されてございます。32ページの第1条では、令和4年度の勤勉手当の支給割合の改正を規定してございます。一般職のうち再任用以外は100分の105に、再任用は100分の50に改めると規定しております。

また、32ページから35ページ中段にかけて新しい給料表も規定してございます。

35ページの中段、第2条では、令和5年度以降の勤勉手当の支給割合の改正を規定してございます。冒頭に説明したように、令和5年度以降は勤勉手当は6月、12月ともに100分の100なので、それに合わせて再任用以外の職員は100分の100に、再任用は100分の47.5と規定してございます。

附則第1条では、この改正条例は公布の日から施行し、今説明した第2条については令和5年4月1日から施行すると規定してございます。

また、附則の第1条第2項では、新しい給料表は令和4年4月1日に遡り適用すると規定してございます。

同条第3項では、第1条で改正する勤勉手当の支給割合は令和4年12月1日から適用すると規定してございます。

さらに、附則第2条では、新しい給料表が旧給料表よりもプラス改定でありますので、それを令和4年4月1日から適用するため新しい給料表と旧給料表の差額は支給する旨を規定してございます。

附則第3条では、それ以外の支給に当たって必要な事項は規則で定めると規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 説明資料の1ページ目の下段の部分です。会計年度任用職員フルタイムの場合の給料表を一般職同様に1、2級の給料表を改定ということで説明がありました。それで、伺いますけれども、会計年度任用職員、それから包括業務で委託している方がいます。積算の仕方は、会計年度任用職員と同じ扱いの賃金といいますか、そういう計算をされて委託していると思います

けれども、今回の改定というのは包括業務で委託している、そこで働いている方たちに適用されるものなのかどうか。厳密に言えば民間企業なので、3年ごとの契約で動いていますので、どういうふうな扱いになるのかという疑問がありますので、伺いたい。

それと、会計年度任用職員の場合ですけれども、1級、2級の給料表を使っておりますけれども、年齢的な配慮というのが一般職でありますと採用時の年齢から勤続年数によって上がっていく仕掛けになっておりますけれども、会計年度任用職員については単純化されたものなのかなという、そういう疑問がありますので、それと年齢によって違いがあるのかどうかというのを確認したいなと思うのです。

○総務課長（細川正善君） 今真貝議員がご質問された会計年度任用職員の話でございますが、それは議案54号のほうの話なので、そちらで提案したときにお答えさせていただきます。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第51号ないし日程第13 議案第53号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第13、議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案まで、関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま一括で上程されました議案第51号から53号について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、議会議員の報酬が37ページから38ページ、特別職の給与が39ページから40ページ、教育長の給与が41ページから42ページでございます。3本の条例改正は、全て同じ内容の改正でございますので、議会議員の議員報酬に関する条例を用いて説明させていただきます。それでは、具体的な改正内容を説明しますので、先ほどと同様にまずは横の説明資料の1ページを御覧ください。先ほどの続きです。2の主な改正内容の（2）、議会議員、特別職（町長・副町長・教育長）の部分でございます。こちら期末手当、先ほどの一般職の期末、勤勉手当と同様に年間の支

給割合を4.3か月から4.4か月へ改正するものでございます。令和4年度の期末手当につきましては、既に6月で2.15月分支給済みでございますので、令和4年度に限り12月2.25月とすると。令和5年度以降につきましては、6月、12月ともに2.2月に改正するものでございます。

それでは、何枚かめくって11ページ御覧ください。また新旧対照表でご説明いたします。先ほどと同様に、左側が改正後、右側が改正前でございます。第5条第2項の表を御覧ください。6月1日、12月1日ともに100分の215、2.15月だったものをそれぞれ100分の220、2.2月に改正するものでございます。先ほども説明したとおり、特別職、さらには教育長、同じ改正となっております。

それでは、議案に戻っていただいて、38ページ御覧ください。今ご説明した内容の改め文が38ページに記載してございます。

附則の第1条では、この一部改正条例は公布の日から施行し、令和4年12月1日に遡り適用すると規定してございます。

また、附則第2条では、令和4年12月だけ100分の220を100分の225で支給すると規定しております。これは、先ほども説明したとおり、令和4年6月分を既に100分の215で支給済みのため、年間の支給率を100分の440とするための措置でございます。

なお、この改正の内容につきましては、先日11月24日に特別職報酬審議会へ諮問し、この内容のとおりのお返事をいただいております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の議会議員と、それから特別職の改定の第3条、改定の数字が出ています。それで、100分の215から220にアップするのですが、先ほど可決された一般職の場合の部分ですが、これが100分の50から100分の47.5というふうに減額でしょう。その違いは何なのですか。

○総務課長（細川正善君） 今真貝議員がおっしゃられた100分の50から100分の47.5というのは、再任用職員の数字でございます。それで、減額ではなくて、取りあえず今回一般職の場合は令和4年度で一回増やしておいて、令和5年度以降は6月と12月にならすために第2条のほうで減らしているという規定になってございます。だから、附則のほうで適用日が違うというところでございます。先ほどの一部改正条例、一般職のほうなのですが、第1条のほうは令和4年4月から、第2条のほうの真貝議員がおっしゃっている減らしたほうは6月と12月に均等にします。そちらの第2条につきましては令和5年4月1日から適用ということで、一瞬見たら減らしているよう

に見えているだけであって、実際は減らしてはございません。

○3番（真貝政昭君） 法律改正で再任用というのがなくなるでしょう。これが生きるのは、何年何月までなのですか。

○総務課長（細川正善君） この後の議案の定年延長の話になってくるのですが、再任用はなくなるのですけれども、暫定再任用制度ということで定年延長が完成する令和13年度まで残るというふうにご理解ください。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第54号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第54号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第54号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては43ページから50ページまでです。まず、改正の内容を説明いたしますので、先ほどと同様に横の説明資料1ページを御覧ください。先ほどの続きです。1ページ、一番下の(3)、会計年度任用職員（フルタイム）についての改正内容でございます。会計年度任用職員のうちフルタイムの職員につきましては、正職員の給料表の1級、2級を基に給料月額決定しますので、正職員のほうの給料表が改定になりましたので、1級、2級の部分について同じように改定するものがございます。会計年度、フルタイムとパートタイムございますが、フルタイムの会計年度任用職員に限り正職員の1級、2級の給料表を用いることになってございますので、そちらの改正でございます。

それでは、そのまま17ページの新旧対照表を用いてまた簡単にご説明しますので、何枚かめくって17ページ御覧ください。17ページから24ページまで先ほどの正職員と同様に1級、2級の部分のみ給料表の改定を載せてございます。先ほどと同じように、左側が改正後、右側が改正前でございます。

それでは、議案の44ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文が44ページから載せてございます。何度も説明の繰り返しになりますが、一般職の給料表の1級、2級と同様に改正するよう規定してございます。

50ページの附則では、この改正条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用すると規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 伺います。

説明資料の1ページに書かれていますように、一般職の給料表の改定に合わせて会計年度任用職員フルタイムの場合の給料表を一般職同様に1、2級の給料表を改定ということで説明資料にありますように右が前年度、それから令和4年4月1日からの改定された給料表が1、2級で出ています。フルタイムの場合です。まず、伺いますけれども、フルタイムで勤務されている方が何名だったか、それから部署は要りませんけれども、そうでない方は今何人勤務されているかを伺います。それと、フルタイムの場合のこの1、2級の給料がどんな手順で決められていくのかという

ルールがどうもあるようなので、一般職は当然ありますので、フルタイムの場合改定が1年ごとというふうになりますけれども、継続していくという前提で捉えますとどういうふうになっていくのか、それからフルタイムでない方の決められ方がどういうルールで決められているのか、さらに年齢的に格差というものを設けているのか、格差といいますか、妥当なところに収める何かルールがあるのかということ伺います。

○総務課長（細川正善君） まず、ご質問の内容のフルタイムの会計年度が何人いるのかということですが、現時点でフルタイムの会計年度は4人です。

フルタイム以外が何人いるのかというようなご質問でしたが、これ非常に数え方が難しく、週5日來ないで年間1日しか來ない人もパートタイムの会計年度とかになってしまいます。そういうのを考慮して週5日來るパートタイムでお答えさせていただきます。週5日來るパートタイムの方は、全部で16名です。そのうち1名は、ALTです。

質問の2つ目は、フルタイムの会計年度の給与の決定はどのようにするのかというご質問だったかと思いますが、フルタイムの規則のほうでその職種、職種に合わせて初任給、スタート地点が給料表の例えば1の5だとか、1の1だとかというふうに決定されています。そこから前歴換算をして給与を決定することになってございます。例えば今介護医療院のほうで介護士だとか看護師なんかを雇ってございますが、そういう方の前歴を正職員と同じように換算して給与額を決定してございます。

質問の3つ目に年齢によって違うのかとかというようなご質問があったかと思いますが、その質問は今の前歴換算で回答できたかなというふうに理解しております。

それ以外、フルタイムの方でない人はどういうふうに決めるのかというご質問だったかと思いますが、条例上は任命権者がその職種だとか周りの状況、周りの人のもらっている給料なんかを参考に決めることができるようになってございます。一応条例上は、パートタイムの会計年度はフルタイムと違って給料表は適用させないのですが、現状は古平町では給料表を適用させて、そこから時給、日給を割り返して出してございます。条例上は、一応給料表を適用させないというふうにはなってございますが、そこを給料表に準拠して算出しているというのが現状でございます。

○3番（眞貝政昭君） 手のうちは、そちらのほうにあると。我々にはそういう契約内容については、決められ方についてはよく分からないという説明だったかと思いますが。ルール化されたようなことが今の説明では分かりませんので、そういう受け止め方をしました。

それで、問題になるのは、フルタイムであろうと、それこそ限定的なものでであろうと一般職と同じような働きをしながら極めて低額の給料をいただいているようなことであれば是正する必要があるのか、そこら辺のルール化されたものが必要でないかと思うのです。以前の町職員の臨時職員時代のあれですと、条例、規則等でその職種については1日幾らだとか明記されていました。ところが、今の説明ですと、そうではなくてそちらのほうで勘案して決められていくみたいな説明がされていますので、違うと横にお人形さんみたいに振っているのではなくて、もう少しきちんと分かるように説明をしてくれませんか。

○総務課長（細川正善君） 分かるようにといたしますか、先ほどの説明にもうちょっと補足します

と、昔会計年度でなかった臨時職員につきましては規則の中で金額までほうたっていないのですが、職種ごとに決めていたようなことはないです。臨時職員の取扱規則の中で任命権者、要は町長が決めれるというような規定になってございました。今の会計年度につきましては、フルタイムは何回も言うように給料表の1級、2級、それに前歴換算して決定するという方法になってございます。パートタイムにつきましては、一応規則の中で職種が決まっております。その決まっておりますというのは、フルタイムの職種に準拠して給料表に当てはめて、そこから日給、時給に割り返して決めていくということになってございます。これは、あくまでもフルタイムは条例上給料表を適用させるということにはなっておりますが、パートタイムの人方については任命権者が決めれるというふうになっておりますので、その決めるにしても根拠が要るから、フルタイムの職種から給料表に適用させて割り返して算出しているというような状況でございます。あくまでも規則の中で決めていくということになってございます。

○3番（真貝政昭君） 今説明がありましたけれども、なおさら分からなくなりました。給料表は1級、2級、号俸がずらっと並んでいますけれども、この中のどれなのだというのを指し示すようなことでなければ具体的な説明にはならないと思うのです。

まず、それはさておいて、包括業務で働いている方たちの対応なのですから、会計年度任用職員については町の手のうちで決められるのですけれども、民間企業になりますから、3年間の期間があって、そして指定された給料で雇ってもらうよう契約されていますけれども、このように改定された場合どういう仕掛けになるのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） あくまでも包括業務委託は別会社の職員ですので、その別会社のほうで給料を決定することになります。町から最初の契約のときに条件として出したのは、町の会計年度任用職員の中でも期末手当、いわゆるボーナスが当たる職員が出てきますので、その期末手当の割合は同じように出して下さいというようなことであって、月額給料については相手の会社で決めることとなっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第55号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第55号 古平町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第55号 古平町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

まずは、議案51ページからになりますが、まずは定年延長制度の概要を説明いたしますので、横の説明資料の25ページを御覧ください。定年延長の概要でございますが、まず最初にご説明いたしますのは1番の改正の要旨でございます。①の文末のところに国家公務員の定年が65歳まで引き上げられたと、②について地方公務員については国家公務員と同様の措置を講ずるよう地方公務員法の改正が行われたところでございます。古平町の定年に関する条例の基となる地方公務員法が改正されましたので、それに合わせて改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。大きく分けて6項目改正になってございます。まず、1つ目が定年年齢の引上げでございます。令和5年度、来年度から2年度ごとに定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度からは65歳定年年齢とすると。現状では60歳ですが、2年に1歳ずつ引き上げて65歳の定年まで引き上げるということでございます。例えば令和5年度に60歳になられる方は、定年年齢は61歳、令和6年に60歳になられる方は62歳というように2年度ごとに1歳ずつ引き上げるということでございます。

2つ目の改正といたしまして、暫定再任用制度と。定年年齢が段階的に65歳となるまでの間は、暫定的に再任用制度を存続すると。令和13年度をもって終了となります。例えば61歳で定年になられる方は、65歳まで暫定的に再任用制度を活用できると、原則ではありますが、活用できるということでございます。今現時点も60歳で定年になった後、再任用制度がございしますが、それを暫定的に継続するというところでございます。勤務時間、給料月額等の条件は、現行のとおりでございます。

続いて、改正の3つ目でございます。これ新たにできたものでございしますが、定年前再任用短時間勤務でございます。60歳を超えて定年退職日前に退職した職員を、本人が希望する場合は4月1日から本来の定年退職日に相当する日までを任用期間とし、再任用短時間勤務職員として採用できるというものでございます。例えば64歳で退職になる方が61歳で退職したら、62歳、63歳、64歳までの間は定年前再任用短時間勤務という制度を使って、フルではないのですけれども、1日の半分だとか、週のうち3日とかというように勤務できる制度でございます。この定年前再任用短時間勤務の勤務時間、給料月額等の勤務条件は、現在の再任用短時間勤務職員制度を引き継ぐというところでございます。

続いて、4つ目の改正でございますが、60歳に達する年度の翌年度以降の給与でございます。当分の間は、職員の給料月額が職員が60歳に達した後の最初の4月1日以降、前日の3月31日に適用されていた給料月額の7割水準とするということでございます。例えば30万円を月にもらっていた職員は、61歳になる年度の4月1日からは7割水準ですので、30万円だった人は21万円になるというような制度でございます。

続いて、5番目、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）でございます。役職定年は60歳とし、管理職の職員は60歳に達した日以後の最初の4月1日から非管理職に降任すると。現在の課長職等の管理職は、61歳になる年度の4月1日から非管理職に降任すると、それが役職定年制でございます。役職定年による降任後の給料月額、当分の間降格後の給料月額に60歳に達した年度の3月31日に適用されていた給料月額の7割水準の差額、調整額とありますが、これを加えた額とするというところでございます。例えばここで言っているのは、課長職であった人が月額40万円もらっていたと、その人は役職定年により係長職に降任になりますので、係長職の給料が37万円だったとした場合、40万円の7割と37万円の7割、その差額を調整額として上乗せしてもらえらという制度でございます。

続いて、6つ目の主な改正の内容ですが、情報提供及び意向確認です。59歳に達する年度にある職員は、60歳以後の給料、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制度等の情報を必ず提供しなければならないと、それ以後の勤務意思の確認をなるべくしなければならないというふうになってございます。

今ご説明した6つの主な改正内容を踏まえまして、1枚めくっていただき、また新旧対照表を基にご説明いたします。新旧対照表、左が改正後、右が改正前です。これ古平町の定年条例でございますが、まず第1条の改正でございます。こちらは、地方公務員法が改正になっておりまして、その地方公務員法の引用している条文の条ずれが発生しておりますので、その条を合わせるための条ずれ改正でございます。

第3条、職員の定年は、年齢65歳とすると。60歳から65歳とするという改正でございます。これまでは、公務補、調理員及び給食婦の定年年齢は63歳とすとなっていたのですけれども、その規定を削除するものでございます。

第4条の改正は、特別な事情がある場合は定年を1年延長できるという規定でございます。その特別な事情というのが、1枚めくってもらって28ページの中段を御覧ください。（1）、第1号なのですが、第1号で高度の知識、技能または経験を必要とする職員が退職することによってその欠員を容易に補充することができない場合、そういう場合は定年を1年延長できる。（2）、第2号では、勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が発生する場合は定年を1年延長できる。第3号では、当該職員、定年する職員が交代することによって遂行上重大な障害となる特別な事情が発生すると、そういう場合は定年を1年延長できるという規定でございます。

その下の2項では、定年を1年延長してもなおその理由が引き続くときはさらに1年延長することが可能で、最長3年まで延長することができるという条文の改正でございます。

第3項の改正は、文言修正の改正なのですが、ここでは延長する場合は当該職員の同意を得なければいけないと規定してございます。

第4項では、これまでの定年条例との条文の文言修正でございます。

続いて、29ページ、6条、7条です。これ新規の規定でございます。これは、60歳で降格の対象となる管理監督職の職員、管理職手当を受けている職員であるということ、それを規定してござい

ます。

続いて、第8条、これも新規の規定でございますが、降任するに当たって遵守、守らなければならない基準をここで規定してございます。降任に当たっては、人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等を考慮して適性を有する職に降任しなければならないというふうに規定してございます。

続いて、1枚めくっていただいて30ページ、第9条、これも新規の規定でございますが、管理監督職から降任させない場合の特例を規定してございます。60歳になったら、原則降任でございますが、特別の事情がある場合は降任させないことができる規定を載せてございます。こちらは、先ほど第4条でご説明した定年の年数を延長するのと同様に、3つの理由で管理監督職から降任させないことができるというものでございます。

第2項では、その特例は最長で3年であると規定してございます。

続いて、31ページの第10条でございます。これも新規の規定で、管理職の期間を延長する場合は当該職員の同意が必要であると規定してございます。

さらに、11条、新規の規定でございますが、特別の事情がなくなった場合は降任させるというような規定でございます。

1枚めくっていただいて、32ページでございます。12条、13条は、新規の規定でございますが、定年前再任用短時間勤務職員の規定でございます。60歳を超えて定年前に退職する場合は、定年前再任用短時間勤務職員として働ける制度を規定してございます。1日フルでなく、1週間フルでなく、半日勤務だとか週3回勤務で働ける制度を規定してございます。現在も再任用制度の中でこの短時間勤務でございますが、これまでに古平町で運用した職員はございません。

続いて、第14条です。この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めるというふうに規定してございます。

その下、附則でございますが、現在の定年条例の附則に次の2項を加えるというような改正でございます。

3項では、65歳定年退職だが、段階的に2年に1歳ずつ定年を引き上げると規定してございます。先ほどもご説明したとおり、令和5年から13年に段階的に65歳に引き上げる経過措置について規定してございます。

4項につきましては、情報提供と意思確認を規定してございます。必ず59歳の年度に60歳以降の給料等の情報提供をする、できる限り勤務意思があるかどうかの確認をすると規定してございます。

それでは、議案の52ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文が52ページから57ページの中段まで規定してございます。

57ページの中段以降御覧ください。この一部改正条例の附則第1条では、今回の改正は令和5年4月1日から施行すると規定してございます。

また、附則第2条では、旧定年条例で勤務延長している者の経過措置を第3条から第6条で規定しております。既に再任用制度で勤務している職員の経過措置についてもこちらで規定してございます。

第7条から第9条及び第11条では、地方公務員法で条例で定めることとされている内容を規定し

ているところでございます。

第10条では、定年前再任用短時間勤務職員の経過措置について規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。2時10分まで。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） 分からないで聞くのだけれども、今まで60歳でした。それが65歳になるわけでしょう。そうすると、この5歳の間に対する職員に対する差別というものがあるような気がするのだ、こういうものは。なぜそういうこと聞くかという、60歳から65歳まで課長なら課長になれないということになると思うのです、いろいろ見たときに。そうすると、役場の職員であってもこれは差別をつけることになるような気がするのだけれども、年齢ではなくて役場の職員としてなったときにそういうような気がするのですけれども、それを1つ。

（「答弁調整よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 現在も60歳で定年した職員がそのまま再任用職員として同じように役場に残っております。定年延長になって60歳での定年ではなくて61歳定年の人もいれば、62歳定年というふうになるのですけれども、定年年齢が違うだけで、私が考えるには差別とかにはならないのではないかなというふうに考えてございます。

これ補足というか、蛇足になるかもしれないのですが、国が65歳まで引き上げてしまったので、私たちも65歳まで引き上げるように改正しなければならないという制度ですので、差別にはならないのではないかなというふうに考えてございます。

○1番（木村輔宏君） それと、何人採用されるか分からないけれども、採用ということは今までの60から65歳までになって、5年か、その間にそうすると新しく新職員というものを雇うことができるのかどうか。もし雇わなかったら、その間が5年間空白になるということは、いろんな会社のお話を聞いたりしてもマイナスなのだ。ということを考えてときに、例えばの話、辞めた5人、プラス5にするのかということを考えてこういう条例をつくったのかどうか。

○総務課長（細川正善君） まず、最後の考えて条例をつくったのかという質問なのですが、一応この条例は国の制度に合わせてつくりました。実際の話を見せていただきますと、65歳に定年延長になります。古平町で該当する方は4名です。本来は、その4名が60歳のときに定年していれば新しい人を採用するということになるのですけれども、その4名なのですが、職員の採用計画はその4人が辞めるまで採用しないのか、それとも4人がいても採用しながら年齢の中に空白、年齢階層の中に空洞が出ないようにするのは今後検討しながら進めていきたいなと思っております。取りあえずは令和5年の4月1日から施行でございますが、令和5年度中に該当になる方はいませんので、今後の検討課題としていきたいなというふうに考えております。

○6番（高野俊和君） 課長、変なこと聞きますけれども、今までも60歳定年で再任用って3年やっていた。今度2年ごとにそうやって1歳ずつ上がって行って、仮に61歳定年退職になって、その61歳から再任用というのは3年間とかというのはできるのですか。

○総務課長（細川正善君） 3年間というわけではなくて、65歳まで暫定再任用制度、61歳に定年になった人であれば65歳までの4年間ですか、暫定再任用ということで働くことはできます。逆に、63歳で定年になる人は、65歳までの間2年間暫定再任用制度で働くことはできます。

○6番（高野俊和君） そしたら、あくまでも最高は65歳までということで、64歳で定年になった人がその後3年再任用ということはできないということ、そういう理解でいいのですか。

○総務課長（細川正善君） そのとおりでございます。65歳が取りあえずはマックスでございます。

○8番（山口明生君） 再任用職員の給与の水準、7割水準ということに関してなのですが、④と⑤で述べられているのですが、両方とも説明の中に当分の間というふわっとした文章が入っているのですが、当分の間ってどういう意図でどういう期間なのかというのをまず教えていただきたいというのと、情報提供に関する部分、意向確認、情報提供は必ずするというふうに説明されていましたが、意思確認はなるべく可能な限りという表現をされておりました。意思確認は必ずではないのでしょうか。意思確認をして、本人が希望して再任用していただきたいと意思表示をした場合に、役場側が適性とか人事考査等の理由によりお断りをするというケースはあるのか、この制度の中でそういうことをする可能性があるのか、できるのか、この3点教えてください。

○総務課長（細川正善君） まず、当分の間というのはどれくらいなのかというご質問ですが、これは国のほうが当分の間と言っていますので、どれくらいなのかはちょっと分かりません。国の法律も当分の間になっておりますので、ちょっと分からないというところでございます。

あと、すみません、答弁調整をお願いします。

○議長（堀 清君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） まず、勤務の意思はなるべくは、これは絶対ではないです。なるべく

です。なぜなるべくなのかといいますと、これも申し訳ないのですが、国のほうでなるべくやりなさいということなので、なるべくでございます。

あと、お断りすることができるのかというご質問なのですが、定年延長なので、正職員として働く希望がある人は当然のことながらお断りすることはできません。定年が終わって、例えば段階的に上がっている途中の63歳の定年の人が63歳で終わりました。その後再任用、暫定再任用になるのですけれども、それを希望するときにはお断りすることができるのかというと、条例上の建前上はお断りすることは可能でございます。

○8番（山口明生君） 国の方針というか、国が示していることがそもそもふわっとしているということなのですが、ここからは推測、臆測の話になってしまうかもしれませんが、このふわっとさせている理由はいいほうに転がしたいのか悪いほうに転がしたいのかと何となく分かりそうな感じはするのですが、どうお考えでしょうか。

○町長（成田昭彦君） あくまでも国の方針として考えられるのは、今でも60歳定年になったら年金受給が65歳という大前提があります。それに伴ったものですので、こういった年金のそういった移動性も考えてのこういう文章の回し方なのかなというふうに私は推測していますけれども。

○8番（山口明生君） どちらにしても、職員の方々の不利にならないように制度が動いていただければなというふうには感じております。

あと、なるべくの部分ですが、国の制度がなるべくであったとしても、やはり意思確認はしっかりと確実に行うべきではないかなと私は思います。

以上です。終わります。

○3番（真貝政昭君） 60歳で定年になって再任用制度ができて、これがろくでもないことを考える第一歩だったような気がします。若い世代の就職する窓口を遅くしてしまったという、そういう結果になっています。今回の定年延長というのは、それをさらに固定化するためのものであって、いろいろと選択の余地が広まったというふうに言われますけれども、問題の本質はそこら辺にあると思うのです。さらに、気をつけなければならないのは、年金の支給が70歳からとかというのが出始めているでしょう。これまたろくでもないあれで、今回の定年延長が固まってしまうとさらにその後の再任用だとかなんとなか出てきて70歳支給というふうにつながっていくと。そういう面から考えますと、今回の条例提案というのは反対すべきものではないかというふうに思うのです。確かに職員の働き続けることについてのそれこそ利益というのは担保されているかもしれないけれども、長い目で見れば若い世代の働き口を狭めると、なかなか役場で働く若い世代が入り込む余地が、窓口が少なくなると、そういう結果をもたらしかねないというふうに感じます。議員協議会するとき総務課長が国の法律が変わってやらざるを得ないというふうに言っていますけれども、私はそういう見方をしているのですけれども、あながち否定はしませんよね。

○総務課長（細川正善君） 今真貝議員がご質問された内容の的確な回答かどうかは分かりませんが、今回の改正につきましてはあくまでも国公準拠、国がやっていることに対して、それと同様に地方公務員法の趣旨に乗っかってやるものだということをご理解ください。

○議長（堀 清君） よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 先ほど質問の中で申し上げましたように、若者の働く入り口がこの条例改正によってますます狭まるという、そういう懸念を感じています。60歳定年で65歳からの年金支給という、その場面に遭遇した方たちの、満額に支給されなかった人たちの悲哀というものを見てきていますので、そういう方たちに対する対応というのは国の方針で動かざるを得ないという状況は分かるのですけれども、非常に困るという状況を見てきた者としてやはり次の悪事に行くためのステップになるようなこういう条例改正というものは私は非常に懸念を感じています。それを理由にしてこの条例案に反対するものです。

○議長(堀 清君) 次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号 古平町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第56号ないし日程第21 議案第61号

○議長(堀 清君) 日程第16、議案第56号 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案から日程第21、議案第61号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案まで、関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま一括上程されました議案第56号から61号までは、先ほどの定年条例と同様に定年延長に伴う条例改正または条例の廃止議案でございます。1本ずつ提案理由の説明をいたします。

最初に、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案をご説明いたしますので、横の説明資料の35ページ御覧ください。新旧対照表でございます。先ほどと同様に、左側が改正後、右側が改正前でございます。ここで減給の効果ということで第7条の改正が載ってございますが、こちらで規定されている意図といたしましては先ほどご説明したとおり、60歳になった後の最初の4月1日で給料が7割水準となるとご説明いたしましたが、仮に職員が60歳前に減給の処分を受けている場合、その場合は10分の1以下を減ざることになるのですが、60歳前に減給処分を受けている場合は60歳に到達すると減額となった7割水準で給料の10分の1以下が減給されるというような減給の効果について規定してございます。数字を出して簡単に言いますと、60歳の

ときに40万もらっていた人が減給処分を受けていてその10分の1だとすると4万円減給されることとなります。ただ、7割水準になってしまって給料が28万円になったときには、その28万円の10分の1、2万8,000円が減額、減給されるというような減給の効果についてここでは規定してごさいます。この第7条の改正の趣旨としては、そのような意味でごさいます。

それでは、一旦ここで議案の66ページを御覧ください。今ご説明した内容の改正の改め文が66ページでごさいます。

附則で、この一部改正条例案は令和5年4月1日から施行すると規定してごさいます。

職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の改正は以上でごさいます。

続いて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明しますので、横の説明資料37ページを御覧ください。37ページ、改正後と改正前なのですが、第2条の改正でごさいます。こちらの第2条の改正の趣旨といたしましては、地方公務員法が改正され、その地方公務員法から引用している条文、条ずれが発生してごさいますので、その条ずれを改正するための改正であることと、これまで再任用短時間勤務職員という文言を使っていたのをその制度が廃止されますので、定年前再任用短時間勤務職員というふうに置き換える文言修正でごさいます。

続いて、第3条、第4条、さらには1枚めくっていただいて14条につきましては、これは今ご説明した再任用短時間勤務職員制度廃止されますので、定年前再任用短時間勤務職員という文言修正でごさいます。

それでは、また議案の68ページ御覧ください。議案の68ページ、今ご説明した改正の内容を改め文として68ページに規定してごさいます。

附則の第1条で、この一部改正条例案は令和5年4月1日から施行すると規定するとともに、第2条で暫定再任用職員で短時間勤務のものはこの職員の勤務時間、休暇等に関する条例を適用する場合は定年前再任用短時間勤務職員とみなすというふうに規定してごさいます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は以上でごさいます。

続いて、古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。また横の説明資料39ページ御覧ください。この条例の改正は、第3条の報告事項でごさいますが、地方公務員法の改正に伴い引用条文の条ずれが発生してごさいますので、その条ずれを改正するものでごさいます。

そしたら、議案の70ページ御覧ください。今ご説明した改正の内容の改め文が70ページでごさいます。

附則で、この一部改正条例案は令和5年4月1日から施行すると規定してごさいます。

以上が古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案でごさいます。

続いて、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案をご説明いたします。横の説明資料の41ページ御覧ください。新旧対照表でご説明いたします。改正後のほうを御覧ください。第2条で育児休業をすることができない職員ということで、第3号を追加してごさいます。ここで追加する内容といたしましては、先ほどの議案でご説明した役職定年で本来であれば降任しなければ

ならないが、特例により引き続き管理監督職に就く職員は育児休業を取得できないという規定を追加してございます。

第9条では、同じく育児短時間勤務をすることができない職員ということで、第2条と同様に役職定年でそれが特例により延長された方は育児短時間勤務をすることができないというように追加してございます。

17条、18条につきましては、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員等というふうに文言修正したところでございます。

それでは、議案の72ページ御覧ください。今ご説明した内容の改め文が72ページです。

附則の第1条で、この一部改正条例案は令和5年4月1日から施行すると規定するとともに、第2条で育児短時間勤務をする場合の勤務時間の計算方法について規定してございます。

以上が職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のご説明でございます。

続いて、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案をご説明いたします。また横の説明資料43ページ御覧ください。第4条、初任給及び昇格、昇給の基準について、第4条の第4項、第6項につきましては当該職員というふうに文言修正でございます。

第10項につきましては、再任用短時間職員制度を廃止して新たに創設した定年前再任用短時間勤務制度の給料月額のを改正規定として載せてございます。

改正前のほうの第4条の2につきましては、再任用短時間勤務職員の給料月額のを載せておりましたが、その制度が廃止されるため、条文を削除でございます。

続きまして、1枚めくっていただいて44ページ、通勤手当でございます。第8条の3の通勤手当でございます。この第8条の3と1枚めくっていただいて第11条の時間外勤務手当、さらには47ページの第15条の期末手当、さらには48ページの15条の4、勤勉手当、さらには17条の特定職員についての適用除外、さらには49ページ上段の20条の臨時職員等の給与につきましては、文言修正と再任用短時間勤務職員制度が廃止されたことに伴う定年前再任用短時間勤務職員への文言修正の改正となっております。

続きまして、49ページ御覧ください。49ページ、附則と書かれておまして、この附則の部分を現給与条例の附則に追加する改正でございます。第5項につきましては、これは給料の7割水準の規定でございます。

第6項につきましては、7割水準を適用しない職員を規定してございます。臨時的職員、管理監督職に特例で就く職員。

第7項につきましては、管理職から降任した場合の給料の特例加算について記載してございます。

1枚めくっていただいて50ページでは、第8項から第11項にかけて管理監督職から降任した場合の給料の特例について他の職員との権衡を逸する場合などについて規定してございます。

51ページから55ページの下段までなのですが、給料表の職員区分の欄の改正について載せてございます。給料表の一番左側、職員の区分、改正前は再任用職員以外の職員という文言でございましたが、その再任用職員廃止されますので、定年前再任用短時間勤務職員というように文言修正でございます。

同じく55ページの最下段、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員というように文言修正しているものでございます。

それでは、議案の74ページ御覧ください。今ご説明した内容の改め文が74ページから76ページにかけて記載してございます。

76ページの最下段から77ページにかけての附則の第1条で、この一部改正条例案は令和5年4月1日から施行すると規定してございます。

第2条から第4条にかけて、新たな改正条例を施行した場合、現制度で適用されている事項についての経過措置について規定してございます。

以上が一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

最後に、職員の再任用に関する条例を廃止する条例案をご説明します。今回の定年延長に伴いまして、再任用制度が廃止されますので、議案79ページから80ページでその条例を廃止すると規定してございます。

附則で、施行日につきましては令和5年4月1日からと規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の51ページの別表第1と、それから議案の76ページの下段、定年前再任用短時間勤務職員の部分の項ですけれども、再任用職員の場合なかったもので基準給料月額という文言が入りました。これは、76ページのほうでこの定年前再任用短時間勤務というのを選んだ場合、その年数の間この基準額というのは変わらないで動くものなのですか。

それと、説明にありましたこの別表第1の改正後のやつなのですが、これを76ページの額を決めるに当たっての基になる給料表というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、基準給料月額なのですが、その人の働き方によって様々変わってくると思います。変わらないのかというご質問だったと思いますが、基本的には定年前再任用短時間勤務職員でいる間は変わらないというふうにご理解していただければよいかと思います。

もう一点なのですが、先ほどの2点目の質問のほうをちょっと私聞き逃してしまったのですが、もう一度暫時休憩していただいて質問していただけるでしょうか。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします、答弁調整のため。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時45分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 基となっているのかというご質問ですが、この説明資料のものと議案の76ページは同じものでございます。この基準給料月額を定めているのは、国と同じ金額で定めてございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第56号 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案について討論を行います。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時50分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第61号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第61号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第62号

○議長（堀 清君） 日程第22、議案第62号 古平町役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第62号 古平町役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の81ページ、82ページ、説明資料の57ページを御覧ください。本件は、役場庁舎を含んだ複合施設が完成したことから、役場庁舎建設基金の残金を旧庁舎の解体費や今後見込まれる複合施設の設備更新に充当できるよう条例改正を提案するものでございます。現在の役場庁舎建設基金では、庁舎建設の財源に充てる場合しか取り崩すことができないこととなっております。

それでは、具体的な内容をご説明いたしますので、まずは説明資料の57ページ御覧ください。新旧対照表でご説明いたします。まず、改正の1点目は、題名です。これまでの役場庁舎建設基金条例から古平町中心拠点誘導複合施設整備基金条例と改正します。

2点目は、第1条の条例の設置目的の改正です。これまでの役場庁舎建設に必要な財源を確保するから中心拠点誘導複合施設の整備及び維持管理の財源に充てると改正いたします。

3点目は、第5条の基金を処分できる、つまり取り崩すことができる場合の改正です。これまでの役場庁舎建設の財源に充てる場合から中心拠点誘導複合施設の整備及び維持管理の財源に充てる場合と改正します。これにより、旧庁舎の解体や今後発生が見込まれる設備の更新に基金を充当することができることとなります。

それでは、議案の82ページに戻ってください。今説明資料でご説明した内容が82ページに条例改正の改め文として掲載してございます。

最後に、本一部改正条例の施行日は、公布の日からというふうに附則で規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 建設に当たっての起債の償還については、減債基金ということで積立てをして計画的にそれは支出されると思いますけれども、そのほかにこの建物の維持管理のために必要なお金をためていくということなのだと思いますけれども、一体この代物がどれくらいで維持管理ができるのかというのは皆目見当が付きません。一般的に住宅ですと、一生の賞味期限を終えるまでに建設費の3分の1の維持管理費がかかるというふうに言われています。それで、いいかげんにためていきますと、ほかの住民福祉のために使う、行政サービスのために使うお金というのがとめどもなく抑えられてしまうという懸念があります。それで、この建物を建てるに当たって担当の課長は、当時100年もたせると言っていました。100年もたせるなら、それなりの維持補修費の金額計算できると思います。的確な数字を出してやはり目安を立てるべきだと思いますけれども、そういう作業はもう着手されているのですか。

○総務課長（細川正善君） 今のご質問にお答えいたします。

この建物、今供用開始がされたばかりでございますので、どれぐらいの年数でどれぐらい、金額ではなくて、何をどれぐらいの年数で更新しなければいけない、オーバーホールしなければいけないというような精査に入ったばかりでございますので、金額まではまだたどり着いてはございません。

○3番（真貝政昭君） だから、建てるばかりが能ではなくて、どれだけ維持管理にかかるかというのを我が町の財政規模でどれくらいの規模のものが必要だったかということが全く抜けての建設着手だったということなのです。町民が心配するのは、そのことです。将来どれくらいこの建物に維持管理費がかかっていくかということが一番懸念しているわけですから、できるだけ早くそれを出して町民に示すべきだと思いますか。

○総務課長（細川正善君） まさにおっしゃるとおりで、財政担当としても今後の財政運営計画をつくっていく上ではどれくらいの維持管理費が必要なのかというのは整理していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第62号 古平町役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 報告第6号

○議長（堀 清君） 日程第23、報告第6号 専決処分（第5号）の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました報告第6号 専決処分（第5号）の報告について報告内容の説明を申し上げます。

本件は、令和4年6月15日に議決を経た令和4年度旧役場庁舎解体工事請負契約に係る契約金額の変更を地方自治法第180条第1項の規定により令和4年11月28日付で専決処分いたしましたので、同法同条第2項に基づき議会へ報告するものでございます。

議案83ページを御覧ください。今回専決処分した契約金額は、7,535万円を7,782万5,000円に247万5,000円増額する変更でございます。町の規定であります町長の専決処分事項の指定についてによりますと、議会の議決を経た契約をした工事請負契約は請負金額の2割を超えない変更につきましては専決処分ができる規定とされております。そこで、今回専決処分をさせていただきました。

主な変更内容といたしましては、当初設計書において解体に伴う発生材の積込み、運搬、処分料につきましては概数で見込んでおりました。これにつきまして発生材の数量が確定したことに伴う変更でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。

○1番（木村輔宏君） 専決は構わないですけれども、報告もいいのですけれども、この契約金額が2億5,000万も違うわけですね。

○議長（堀 清君） 250万くらいです。

○1番（木村輔宏君） 分からないのだけれども、これは報告するのに何ぼまでだったら後から報告してもいいという、前もこの話あってそのままになっているのだけれども、6月の議決を経たというけれども、6月からもう随分たっているわけだ。こういう問題をどこかで報告してもいいのではないかと思うのですけれども、反対するというのではなくて、金額的にすごく金額が違うわけだから、こういう問題はどうしたらいいのですか。

○企画課長（人見完至君） 報告についてですけれども、金額、今回の増額は247万5,000円、それに対して何ぼであれば専決処分ができるのだというご質問については、今回でいきますともともとの請負金額が7,535万ですので、その2割以内であれば専決処分ができるという規定を指定されておりますので、それに基づいてやっております。

（「そういうことでなくて、こういう変わる分にはね」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 木村さん、ちょっと待ってください。

○企画課長（人見完至君） それと、その変更、途中の経過を報告というお話もありましたけれども、契約して工事進んで今回変更内容としては工事に出てきた発生材、最終的に処分して数量が確定して数字が出てきます。今回の工事、工期の末が11月30日になっておりますので、いよいよその工事、工期末になってきて数字が確定したので、数字が出せるといった状況になっておりますので、そこら辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（堀 清君） 木村さん、よろしいですか。

○1番（木村輔宏君） 分かりません。だけれども、いいです。

○3番（真貝政昭君） 1番議員さんは、議員協議会、特別委員会に出席していなかったために総務課長の説明を聞いていませんので、改めてお聞きしますけれども、工事金額の変更については古平町の場合自治法に基づいた規定で金額の2割以内であれば専決処分ができるというふうに説明を受けました。確かにルール上はそうなのですけれども、議会側としては終わったからこれだけ増えたという報告だけではなしに、やはり丁寧な説明、岸田首相が言っているように丁寧な説明というのが議会側に必要なわけです。それが今回の場合少し金額が小さいとはいえ、欠けているような気がいたしました。何が増えたのかということは、私も分かりませんし、それでお聞きしますけれども、2割以内というこのルールは範囲を狭めて北後志の各自治体共通のルールになっているのでしょうか。入札金額の変更です。

○企画課長（人見完至君） 2割の変更につきましては、各自治体といたしますか、専決処分の指定については大概の市町村で指定自体はされているようでありましてけれども、金額の範疇についてはそれぞれでまちまちでございます。

○3番（真貝政昭君） かなり前に増額の専決処分が出たことがあります。その当時の割合は、大

体1割くらいだったような気がしますけれども、やはり疑問を持たれた場面がありました。それで、その後2割というふうになったのでしょうかけれども、入札資格というので金額設定があります。3,000万ならどれくらいの規模の企業、これくらいの規模のやつだったら5,000万、それ以上だったらそれ以上の入札に参加できるというのがありました。今回の7,535万というこの数字なのですからけれども、一律に2割以内であればオーケーという、そういうルールなのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 前段の入札の関係につきましては、これ特段そこに影響されるものはありませんので、あくまで請負金額の2割の増減について専決処分ができるという規定で、これにつきましては平成30年の6月26日に議会側の議員提案で発議によって町長の専決処分の事項の指定ということで議決されている案件でございます。

○3番（真貝政昭君） ちょっと記憶違いがあります。それで、先ほど説明がありましたけれども、各自治体でこの2割という変更額の枠ですけれども、まちまちだということがありましたけれども、やはり客観的な数字というものをもう少し研究する必要があるのではないかという気がいたします。統一される必要があるものであれば、したほうがいいですし、ちょっと研究したほうがいいのではないかというふうに私は思います。それと、そういうルールがあるから、こういうふうに報告だけでいいということではなしに、やはり事前に何らかの機会の説明をするとか、そういう習慣というか、ルールづくりをしたほうが疑念を持たれない仕掛けになるのではないかというふうに思っています。その30年に議員提案というのが記憶ちょっと薄れていますが、もう一回確かめてみたいと思いますけれども、こういう疑問を持っていますので、検討するに値するのではないかというふうに思っているのですけれども、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 早めにそういった情報が入りますと、私たちも何らかの機会、議会とのそういう機会があればそういった説明はさせていただきたいと思っておりますけれども、今回のように11月入ってからそういったことが発覚してくるということであれば、なかなか議員さんにもそういうお知らせする機会もないので、今回こういう報告という形取らせていただきましたけれども、そういうことでご理解願いたいと思っております。

○議長（堀 清君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで報告第6号 専決処分（第5号）の報告について報告を終わります。

暫時休憩いたします。3時半まで休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時26分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第24 発議第3号

○議長（堀 清君） 日程第24、発議第3号 古平町議会ハラスメント防止条例案を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

○3番（真貝政昭君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

職場におけるハラスメント防止対策を求める声が叫ばれて久しくなりますが、2年前の令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、職場のパワーハラスメント防止措置は今までの努力義務から今年の令和4年4月1日から義務化されました。道内自治体でも条例化が進みつつあり、愛別町議会でも町の条例化の動きに合わせて愛別町議会ハラスメント防止条例をこの4月1日から施行しています。

私が古平町議会に参画してから丸40年になろうとしています。この間私が浴びた暴言の幾つかを紹介します。平成の初め頃、議会運営委員会の席上で「いい子ちゃんにしている」と先輩議員からの暴言、恫喝に対し、いさめる方は誰もいませんでした。平成4年、古平中学校建て替えの際の特別委員会では、傍聴人もいる中、立ち上がって私の頭上から「人格を疑う」との暴言に対しても何らいさめることはありませんでした。昨今パワハラ防止が法律上も整備され、社会常識となってきたこの4年間でも信じられない暴言を受けました。議会会期中に職員のいる前で対座を求められ、「あんたが嫌いだ」とか、職員や同僚議員のいる前で「あんたさ、人格壊れているからさ」とか、複合庁舎設計を議題にした町主催の会合で私が「1つの箱の中に役場と図書館なんて聞いたことがない」と発言したことに対して、同席していた同僚議員が「真貝さん、（視察先の）南三陸町庁舎に図書館がありましたよ」と事実と違うことを述べ、議論続行を抑え、恥をかかせられました。

過去には、議員の暴言で勤務中の職員を泣かせたり、職員に対する横柄な言動の場面も見てきました。町民の代表者である議員には社会常識が求められていますので、今こそ再発防止も兼ねて条例化すべきものと考えます。提案した条例案は、愛別町議会の条例を参考にしました。

それでは、古平町議会ハラスメント防止条例案の概略を説明します。第1条ではこの条例の目的を、第2条ではハラスメントの行為の定義を、第3条では議員の責務について、第4条では研修について、第5条では事実関係の把握について、第6条では措置等について、第7条では議長職務の代行について、第8条では注意義務について、第9条では委任について定め、附則でこの条例は公布の日から施行するとしました。

ちなみに、先ほどの私の経験談は過去のことなので、条例に縛られる議員の行為は公布後のこととなりますので、ご承知おきください。

議員各位による慎重審議の上、この条例案の成立を期待して提案の理由とさせていただきます。

以上です。

○議長（堀 清君） 説明が終わりました。

お諮りします。発議第3号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 古平町議会ハラスメント防止条例案は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第25 陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程第25、陳情第1号 「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書」採択についての陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにならうと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第1号 「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書」採択についての陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第26 陳情第13号

○議長（堀 清君） 日程第26、陳情第13号 子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについてを議題とします。

お諮りします。陳情第13号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号 子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについては総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第27 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第27、一般質問を行います。

一般質問は、工藤議員、高野議員、山口議員、寶福議員、梅野議員、真貝議員の6名です。
順番に発言を許します。

最初に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 町長に2点ほど質問いたします。

まず、最初は町営住宅についてということで、古くなった町営住宅の解体が数年前から始まっています。解体後の跡地に空き地ができておりますが、再利用を考えているのか。現在残っている1棟4戸、1棟2戸の住宅に1戸しか入居していない建物が多数あります。今後の解体に向けて現入居者と話し合いをした経緯はあるのでしょうか。現入居者が転居する場合、転居先の確保はできているのでしょうか。今後の対策についてお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

質問内容について3点に分けられるのかなと思います。1点目の解体後の跡地の再利用についてでございますけれども、その件につきましては旭団地、清丘団地、御崎団地、本町団地、栄団地で解体が進んでおります。解体後の跡地利用につきましては、今年度当初予算でも予算計上させていただきました公営住宅の長寿命化計画をただいま策定中でございます。この策定が来年3月には完成する予定ですので、その中でこの跡地利用についても上げられてきますので、それを基にまた検討してまいりたいと考えております。

それから、2つ目の1棟4戸、1棟2戸に1戸しか入居していない建物が多数確かにございます。解体に向けて入居者と話し合いをしているのかということでございますけれども、これにつきましては令和2年度に50件中30件の方たちと移転交渉済みでございます。それから、令和3年度以降につきましては、年数件程度交渉を続けております。交渉の結果につきましては、特に独居老人とか老人ひとり暮らしとかということと動きたくない、そういう意見が多々ございましてなかなか進まない状況でございます。そういった転居については、現入居者の40件ほどのほぼ全件に対して1回は交渉してございます。

それから、3点目の入居者が転居する場合の転居先の確保でございますけれども、これは公営住宅の今退去進んでおりますので、その中で条件のよしあしは別として移転先は確保できるようになってございます。

○9番（工藤澄男君） 跡地については分かりました。

現在入居している方への話なのですけれども、確かに町長言うとおりにそこに長く住んでいて、そして古くてもまず家賃が安いということだとか、大体引っ越しが大儀だという声はよく聞くのですけれども、せっかく壊しながら順番にやっているのに歯が抜けたようにあっちにぼつん、こっちにぼつんというのであれば、かえって景観からいっても悪いだろうし、そこをきれいにして逆にまた住宅を新しく例えば小さくても、小さいとか、戸数が少なくても建てようとするれば、これから質問する問題とまた絡んできますので、大変だとは思っておりますけれども、かなり年数たっています

ので、やはりじっくり入居者と話し合っ、そしてどこかいいところがあったら入ってもらおうと、そういう方向で進んでいってほしいと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○町長（成田昭彦君） 私どもも管理する立場からいっても、本当に1棟4戸のところは1戸しか入っていない、そういったものを1棟4戸なら4戸入る、そのほうが管理しやすいという形はもちろん持っています。冬なんか見ていると1棟4戸の中で1戸あって本当に雪の中から出てくるような状態というのは、私も御崎団地のほう見ているとそういう状態続いていますので、そういった形で1棟4戸は4戸に移ってもらって、そういったところは解体していくという方法取りたいのですけれども、うちの職員も回っているのですけれども、これ以上言ってもなかなか難しいというのが現状でございます。極端に言いますと、言われてしまうのは私に死ねと言うのかいというくらいまでそこに居続けたい、そういった状況続いているものですから、これからは根気よくそういったものは職員続けていきますけれども、現状は今そういった状況で転居についてどうですかという言葉がけはしてございます。

○9番（工藤澄男君） 大体町長の考え分かりました。最近になってからも夫婦で住んでいた方が引っ越したり、独りで暮らしている方が引っ越ししたりしてまたさらに空いている棟が増えてきています。今までずっと何年間か解体してきたのですけれども、来年度からも何棟ぐらいつつ解体していくというか、そういう予定はあるのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 本当に1棟4戸のところは全て空いてしまったり、そういったところは順次解体していきたいと考えておりますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 次に、人口減少について伺います。

高齢者の方は施設に入所、若い人たちは地元には仕事がないために他市町村に転居していると聞いております。そのことが要因となっていると思われそうですが、実情はどうなっているのでしょうか。また、町職員で町外から通勤している職員数と、それから町内に住んでもよいと思っている職員は何人くらいいるのでしょうか。町内に家を建てたり、家を買ったりしている職員もおりますが、職員向けの専用住宅の確保はどうなっているのかお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） まず、人口減少の実情はどうなっているのかということでございますけれども、人口減少には自然減少と社会減少でございます。まず、自然減少、増減といいますが、でありますと、生まれた方の数から死亡した数を差引きするというものでございますけれども、これが令和元年度から令和3年度まで3か年平均で58名減となっております。一方、社会増減では、古平町内へ転入する方から町外へ転出する方の数を差引きした増減数でございますけれども、これも令和元年度から令和3年度の3か年平均で47名減少しております。そうしますと、自然減少と社会減少合わせて100名余りの方が毎年減少しているという形になります。

それから、2つ目の町職員で町外から通勤している職員と町内に住んでもよいと思っている職員は何人くらいいるという質問でございますけれども、現在職員71名のうち町外から通っている職員22名おります。この22名の内訳を申し上げますと、持家が13名、それから実家から通っている方が4名、借家が5名という形でございます。この町外者のうち町内に住んでもよいと思っている職員というのは、把握しておりませんが、実態を考えますと22人のうち13人が持家で、4人が実

家等から通っています。そして、借家の方も夫婦共稼ぎしていて1人は、例えば奥さんは小樽のほうに勤めている、旦那さんは古平の役場にいる、そうするとその中間点の余市に居を構えろとか、そういったこともあるものですから、なかなか現状では町内に住んでもいいと思っている職員というのはこの22名の中にはいないのかなと思っています。

それから、職員向けの専用住宅でございますけれども、これは8戸確保しております。そのうちの居住済みが6戸でございます。役場職員が3名、それから消防職員が3名で、空き家が2戸となっております。あと、もしこれが町内に増えるということ、住んでもいいという方がいれば、余市紅志高校で管理している前の古平高校の住宅1棟4戸のところありますけれども、あれも借りれますので、まだ増やすことは可能な状況でございます。

○9番（工藤澄男君） 町職員について質問いたします。どうしても地元の人は仕事がなければ簡単に町外へ出ます。しかし、役場職員の場合は、古平の中に仕事があるということで、それで私あえて役場職員ということに着目したわけなのです。やはり古平の町民になってもらって、人が少しでもまず減らないようにと。それで、地方から来ていても、例えば地方にいて親の介護しながら通っているとか、そういう無理な人もいるとは思うのですけれども、役場職員たるものはやはり地元にて例えば夜何か災害あったとか、休日に災害あったときにすぐ町民のところへ駆けつけろとか、そういう体制をつくるためにもやはり古平町に住んでほしいと、そのように思って今回こういう質問をしたのですけれども、どうでしょう。

○町長（成田昭彦君） 確かに町民の見る目も町外から通っている職員に対しては厳しいのかなと私も感じております。そして、やっぱり今の世の中ですから、こういった町外から通うのもやむを得ないのかなというふうに感じております。ただ、私ども町職員として災害時の対応、これは徹底して町外から通っている職員に対してもそのようなことが起きたときには真っ先に駆けつけるような、そういった指導はしていかなければならないのかなと思っています。

○9番（工藤澄男君） 最後に、昔あった例、古平職員が転居した例として、伊藤町長の時代に古平で結婚して余市町に引っ越した職員がおりました。そのとき伊藤町長は、その人呼んで古平町からお金をもらっているのに何でよその町に金を落とすのだと言ってかなり激怒したという話聞いた、恐らく町長も聞いたことあるのではないかと思います。古平町にて古平町に金を落とす、そういうのがやはり一番理想的ではないかと思うので、それで役場職員は地元古平町に住んでほしいというのが私の考えです。

終わります。

○議長（堀 清君） 答弁は。

○9番（工藤澄男君） いいです。

○議長（堀 清君） 次に、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 冬場の除排雪についてお尋ねをいたします。

今年も本格的な雪のシーズンになりました。12月としては、例年より降雪量は少ないようでありましてけれども、1月に入ると大雪になるのではという予想が報道されております。近年の町内の除雪は、枝道に至るまで幅広く確保されており、大変うれしく思っておりますけれども、できれば年に

町で二、三度行っている排雪の時期を少し早めてもらうということはできないでしょうか。費用の問題などもあると思いますが、あまり積もってからでは中央通り、西大通などでは車の交差ができません。50メートル以上待機せざるを得ないということがしばしばあります。また、見通しも大変悪いです。早めの排雪をお願いできればと考えますし、また町道や枝道から道道につながる交差点の角の雪というのですか、積もった雪をできるだけ低く切り込んでもらうというか、道道側のほうに低く切り込んでもらうということがお願いできればというふうに思います。限られた時間でやるでしょうし、費用の問題もあると思いますが、ぜひ検討いただければというふうに思います。町長の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

冬場の除排雪についてでございますけれども、運搬排雪はその年によって雪の量によって1回で終わることもあれば、3回くらいやらなければならないようなこともございます。その年によって12月に行ったり、年明けから行ったりする、そういった雪の降り方で実施時期は毎年異なるわけでございますけれども、運搬排雪につきましては今ダンプの手配ができない、町内にダンプないものですから、町外とのそういったことも考慮しなければならない、また国道の拡幅状況等を勘案した上で実施日程を決めますので、相当日程調整に時間を要する形になります。町の思いのまま排雪日程を早めるのは、そういった中で非常に難しい状況でございます。言ってみますと、国道と一緒にありますと今度国道が通れなくなるということで運搬ができなくなるという、そういった作業効率が悪くなるという面もありますので、その辺を考慮しながら、国道のそういった日程調整をしながら組んでいきたい、そういったダンプの手配等、そういうのにも1週間以上かかるというのが今の現状でございます。そういった中で早めといっても、まず天候を見ながらですけれども、その手配している間にどっと降ったりなんかするものですから、なかなか難しいのかなと思っております。

それから、交差点の排雪でございますけれども、これも先ほど申し上げたようにそういったダンプ等ない状況なものですから、そしてまたオペレーターの数も少ないのです。夜の除雪やって、また排雪やって夜の除雪やったりして、そういった中で角地の除雪となりますとなかなかオペレーターにも過重労働になってしまいますので、その辺は現場を見ながら、もしそういった対応が無理であれば、うちの小型ショベル等も使って通学路も含めた中でそういった対応ができるのであれば、そういった対応で進めていくしかないのかと思っておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○6番（高野俊和君） 実情といいますか、内容を聞いてなかなか大変なのだなど。だろうなというのは想像しておりましたけれども、古平町の企業体を組んでいる中である程度調整できないものかなというふうに考えていました。特に角の雪に関しましては、ダンプで運ぶということではなくて、除雪に出たときに角の雪をなるべく、これもさっきも言ったとおりオペレーターも少ないと言っていましたし、時間も大変かかることですし、本当に大変だなどというのも重々分かっているのですけれども、あの角の雪を少し国道側のほうに切り込んで押っつけてもらうとかなり見通しはよくなります。もっと具体的に言いますと、例えば旧カクさんのところも意外に右側のほうは見づらいです。それと、中学校から出てくる旧シブヤ床屋さんのあの辺も見づらいですし、旧コシカさんの

ところから道道に出る2本も大変ですし、この会館下がったところも2本結構見づらいです。そして、どうしても雪が積もってきますと道道走っている車も近いところ走りますので、ちょっと頭出すとかなり接触しそうになります。私も二、三回降りて確認したことがありますけれども、僕以外にもやっぱりやっている人はいました。車降りて見ている人いました。やっぱり危険感じているのだなという感じはすごくしますので、できれば角の雪だけでも、これ時間かかるし、オペレーターの人技術も大変になることは重々分かるのですけれども、少し話ししてもらってできるだけ道道側のほうに少し押っつけてもらうだけでもかなり見通しはよくなるのではないかと思いますけれども、その辺を何とかできればお願いしてもらえないかなということで話してみましたけれども、どうでしょう。

○町長（成田昭彦君）　うちのほうでも現場を確認しながら実施できることは実施しますけれども、なかなか今の状況では企業体のほうに任せてもそこまで手回るような確保にもなってございません。その辺担当のほうで現場見ながら、臨機応変にうちのショベルで対応できるものは対応できるような形で進めていきたいと思っておりますので、現場は私も重々承知しておりますので、西大通なんかでも交差できないような形になりますし、本当に危険は重々承知しておりますので、その辺はできる限りうちで対応できるものは対応していきたいと思っております。

○議長（堀　清君）　次に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君）　空き家対策についてお話をさせていただきます。

ある調査によりますと、相続などで取得した家屋を利用せずにそのまま放置することになってしまふ要因の上位何個かありまして、1、特に困らない、2、解体費用かけたくない、3、遠方に住んでいて管理ができない、4、更地にしても使い道がない、5、買手がいないなど、上位5つだどこのぐらいの理由になっていました。このような物件が空き家として放置されて経年による劣化などで倒壊の危険があったり、災害や衛生上の問題などを引き起こす危険な空き家というふうに変わっていくというふうに調査では記載されておりました。多くの課題がある空き家対策におきましては、一度に全てのことを解決することはできませんが、要因2の解体費用については自治体によっては解体費用の助成を実施しているところがあります。残念ながら本町では未実施となっておりますが、空き家問題への取組の一步として古平町でも解体費用の助成を早急に検討すべきではないかと思っておりますが、町長のお考えを伺います。

○町長（成田昭彦君）　山口議員の一般質問にお答えいたします。

空き家対策についてでございます。うちの空き家数、現時点で私どもが把握している中で162件となっております。これからもまた人口減少進んでいきますと、今後も増加していくのかなということが見込まれます。特に冬期間は、屋根に積もった雪による歩行者等への危険性もありまして、町としても対応に苦慮している状況でございます。空き家の解体費用の助成につきましては、空き家の発生を抑制する取組としては後志管内でも実施している自治体があることは把握しておりますけれども、空き家対策として助成金を出すのも一つの手段でありますけれども、それに限らず様々な対策を引き続き検討していかなければならないと考えております。実際に今壊したいのだけれども、そういった解体費用の補助ないだろうかと、そういう問合せは役場のほうにはない状況でございます。

す。しゃくし定規に考えますと、空き家というのは個人財産でありますので、管理不足に伴う賠償等の責任は所有者が負うこととなりますので、放置することでのリスク、そういったものも引き続き周知を進めていきたいと考えております。私どもも本当に特定空家のところには内容証明つきで手紙出したりしているのですけれども、一向に音沙汰ないという状況が続いておりますので、そういった特定空家等の危険性をはらむところはしゃくし定規にはまらずに私どもでできるものはできるようにやっていかなければならないのかなと思っております。

○8番（山口明生君） 町には問合せがないというお話でしたが、そもそも一般町民はこういう助成を国がやっている、自治体がやっていることを知りません。何でも聞けば教えてもらえるというふうにも思っていないくて、そういうのはあれば町なり自治体が教えてくれるものだという認識があって、一般町民の方というのは割とそういうところ受け身なのです。後志管内だと、余市と島牧辺りでたしか半額助成みたいな形でやっていると思うのですが、そういうのも実はこういう制度があるのだよ、こういうことができるのだよということを知らない、分からない、問合せの仕方も分からない、ではどうやって聞けばいいのというところから始まるのです。この機会に私何名かの空き家を所有されている方とお話をさせていただいたのですが、そういうのってやっているところあるのというのがまず第1でした。古平やっていないのというのが第2でした。残念ながら古平ないのだけれども、だから今回こういう話をしてみたいのだということで、そういうことがあれば背中押されるよねという、せめて半分でも出してもらえるのならと、結構そういうお話あります。実際今ちょっとしたおうち壊すと100万ぐらいは普通にかかるのです。何も生産性のない行為に100万円を出せる人ってよほどの善人か、かなりお金持ちなのです。一般町民が人の迷惑になるから壊さなければとみんな思っています。空き家持っている方、大抵思っているのです。雪で迷惑かけるし、動物のすみかになるし、蜂巣作るし、でもお金ないというのが正直なところなのです。なので、もう一歩進んで対策をするという町の姿勢を見せるという意味でも、いろんな対策考えているとおっしゃいますが、1つでもいいから、具体的に分かりやすいこと、町民が一番肌で感じられること、対策としておお、なるほどなど、それなら何か考えてみようかと思えるような施策が一つでもあればというふうに思って今回提案した次第です。先ほど内容証明等出して、でもいい返事もらえない、それ当たり前だと思えます。内容証明郵便の最後の一文に半額助成がありますともしついていたら、ちょっとリアクション変わるかもしれません。何せやっぱりお金ですから、そこら辺をもう少し考えていただけるとこの制度ももう少し前向きに考えていただけるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 先ほど内容証明等も話しましたがけれども、そのほかに財産放棄してしまう、そういった例がかなりあります。私どもも困っているというのが現状でございます。ただ、先ほど山口議員おっしゃっていましたように管内でも島牧でしたか、それから余市、神恵内、泊辺りで実施していますけれども、そういったことを検討しながら、それで増えるのであれば進めることはやぶさかでないのかなと思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思えます。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○4番（寶福勝哉君） まず、1点目、ふるさと納税についてなのですが、先月末に古平町

特産品の紹介サイトがネット上に立ち上がりまして、関東や関西圏のヤフーと、あともう一個何かあったと思うのですけれども、検索サイトにこのバナーが出て、またそこをクリックすると古平町のふるさと納税のページにリンクがあつてつながってくるという仕組みなのですけれども、寄附件数や寄附金額のアップに期待できるのではないかと僕自身も思っています。この仕組み、運用してから日数たっていないのですけれども、今現状どんな感じで動き出しているのか教えていただきたいです。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員のふるさと納税についてご答弁申し上げます。

まず、ふるさと納税についてでございますけれども、古平町特産品のウェブ広告につきましては11月30日より東京、名古屋、大阪圏の3大都市圏に配信してございます。年末になりますと、多くのサイトで年末のキャンペーンセールなど実施されまして、ヤフーやグーグルのトップページにアクセスする人数が増えていきますけれども、ただ議員おっしゃる進捗状況でございますけれども、これで現在配信している部分が11月30日なものですから、12月のまとめというのは1月でなければつかめない状況でございますので、その辺ご理解願いたいと思います。ただ、広告ともリンクしている寄附サイトのアクセス数が前年度より上向している日も増えてきておりますので、徐々に効果が表れてきているあかしではないかなと思っております。

○4番（寶福勝哉君） 行政報告でもあったのですけれども、今後地域おこし協力隊の募集かけていくという話で、その中でこのふるさと納税のPRも考えているということだったので、今のところその内容的な部分、ざっくりイメージでもいいのですけれども、どんな感じで考えているのか聞かせていただきたいです。

○町長（成田昭彦君） 私ども今ふるさと納税のほうに2名の会計年度職員、事務的に今がピークで、すごくワンストップなんか忙しい時期過ごしているわけでございます。それとは別に町のPRも兼ねてふるさと納税に対しての宣伝、町外にアピールする、そういった形、ですからその方は町に出てそういったものを拾い上げて、それを情報発信する、そのような形で考えております。

○4番（寶福勝哉君） 私もそういったそれに特化した人材をしっかりと1人キープしてやっとアピールができていくと同じ思いで考えていましたので、今後に期待というところで次の質問に行かせていただきます。

次、ボランティア袋についてということなのですけれども、これ小樽で使用されているもので、町内のボランティアによる環境美化活動に伴って発生するごみの適切な処理のためにこういったボランティア清掃用ごみ袋を支給してみてもいいかでしょうか。

○町長（成田昭彦君） ボランティア袋についてでございますけれども、私ども例年10件ほどの団体によりましてボランティアの清掃が町内各所で行われております。クリーンフェスティバルを別として、町から無償でごみ袋支給してございます。普通の有料のごみ袋でなくて一般の、これ札幌なのですけれども、このようなカッコいい袋ではなくて、透明というか、半透明のごみ袋を提供しておりまして、それに集めてもらってその場所に置いて町で処分するという形を取ってございます。今は、こういった袋を使わなくてもそういった半透明の袋で、そうやってボランティアからあればそれを提供してそういう形で私どものほうで処理しておりますので、こういったものを続けていこ

うかなと思っておりますので、改めてこういった袋を作るという考えは今のところございません。

○4番（寶福勝哉君） この情報をくれた方は、町外から定年を迎えて古平町に住み始めた方なのです。そういう団体がボランティアでゴミ拾いしているというのは、僕も知っていますし、なのですけれども実際そういう外から来た方だとか団体に参加していない方、もっと気軽に自分の空いた時間に散歩のときにさっと拾えとか、そういうふうなものがあればもうちょっと美化も進んでいくのかなという感じに捉えていたため、こういう提案をさせていただきました。今町で用意してある袋とか、例えば個人でも借りれたりとか使わせてもらったりとかできるのかどうか、またそういうことに興味持っている方もいると思うので、そういったことを周知していけるのかどうかお聞かせいただきたいです。

○町長（成田昭彦君） 町をきれいにしていくというのは、個々のやっぱり考え方、そういうのもありますので、そういったものは広報等を通じてこういったボランティア団体を増やしていくとか、そういったことは必要なかなと思っております。今も固まった団体といますか、例えば老人クラブですとか、そういった団体なのですけれども、例えば民間の会社であっても年に決めてやるとか、そういった一つ一つの取組が必要なかなと思っておりますので、ただ個人で集めるということになるとなかなか私どもも、小樽なんかは多分そのまま集めたやつをステーションに入ればいい形になっています。それを私ども取っていませんので、その辺はやはりそういった団体でうちのほうにこういうことでやりたいのですけれどもと担当のほうにあれば、それはそのような形で実施について私どもも協力してまいりたいと思っておりますので、そういったものをこれから広報を通じてでも進めていきたいなと思っておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） ふるさと納税の返礼品について質問いたします。

11月までのふるさと納税は、掲載サイト増やす等をしておりましたが、前年比、これ私書いた数字と町長の行政報告出た数字が若干ずれておりますので、私計算間違いをしたかもしれません。昨対については、行政報告のを使っていたら結構ですが、落ちていたということに変わりはありません。さらに、地域別構成においては、道内からの寄附が件数、金額ともに10%前後でありました。

以上を踏まえまして、道内、特に札幌近郊をターゲットにした町内飲食店のお食事券を返礼品リストに追加するというお考えはありませんでしょうか。例年6月から8月においては、ユニ井を求める観光客が古平、積丹両町に来町しております。お食事券効果で納税金額が増えれば、同じユニ井食うのです。商品券が当たれば、積丹町より古平町を選ぶという観光客が増えるのではないのでしょうか。その結果として、飲食店のみならず町内商店にも波及し、町内商業全般に好影響を与えるというふうに考えますが、町長のお考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品についてでございますけれども、議員おっしゃるように確かに道内からの寄附に関しましては全体の約10%、そんなものだとして理解してございます。古平町に興味を示していただくためには、返礼品に食事券などを加えることは有効な方法だと思っております。実際に食事

券につきましては以前から導入を検討しておりまして、今年度末までには新たな返礼品として食事にも使えるさとふるのデジタル商品券、ペイペイ商品券を導入する準備を今進めているところでございます。このデジタル商品券導入することによって多くの道内外の観光客に本町へ足を運んでいただき、各店舗の利用が促されることは議員おっしゃるように町内経済の活性化に寄与することになると思いますので、期待しているところであります。ちなみに、町内でペイペイの加盟店が12軒ほどあるのです。その中に食堂も2軒入ってございますので、そういった期待はできるのかなと思っておりますので、取りあえず導入するという方向で10月に決裁回ってきて、今年度末までにはそういったものを導入したいということで進めておりますので、ご理解いただければと思います。

○5番（梅野史朗君） 進めていただけるようですので、非常にありがたいというふうに思います。また、今2軒ほど食堂が入っているということでしたが、ほかにもペイペイのほう使えないけれども、やっているというところあると思いますので、確定しましたら早い時期にご連絡いただければ、そのまだペイペイを使えないお店にこういうことやるので、ぜひ導入してくれという話もしていきたいというふうに考えます。始まってからそっちできないからねというふうな話にはならないので、町全体で動くようにしていきたいので、その辺の連絡だけはよろしくお願ひしたいと思います。ご検討いただき、ありがとうございます。

以上です。

○議長（堀 清君） それでは、最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） それでは、質問いたします。

まず、1件目のタクシー会社への町の助成について伺います。バスの減便によって町民の公共交通の足というのが年数がたつにつれて減らされて、高齢化が進んで車を手放したとき一体どうなるのだろうかという不安がありました。タクシーを利用されている方が、最近声を聞いたのですけれども、1日に売上げが2,000円に満たないときがある、こういう状況ですといずれは撤退というのが間近に迫っているのかなという気がします。それで、積丹町の場合ですと、個人のタクシー会社だと思えますけれども、平日ですと夜8時まで、それから土日ですと夜間12時まで営業しているというふうに伺いました。町のほうからつばめハイヤーさんに問い合わせさせていただいたところ、平日のみみたいで、それも当初9時までというのが7時になり、現在6時までというふうになっているのです。土日祝日については、要請があったときのみと。だから、多分町内だけの利用ではなくて、余市方面への利用というふうに理解したほうがいいのでしょうか。私、自前の車を利用したほうがいいのか、それともタクシーを利用したほうがいいのかということでかなり以前に計算したことがあります。自家用車を持っていることの経済的な不利というのが如実に表れた結果でした。今高齢者の事故が頻発して、とんでもない事故が報道されるようになりましてけれども、高齢者の免許の自主返納というのがそういう動きになっている中で町内の交通はもちろんのこと、緊急に必要なときにタクシーを利用できない状況が実際に生まれているという下では世代を問わずこの町で暮らしにくいと、そういうのがあります。それと、特に夜の商売をしている飲食店業界なんかは、実際声を伺ったら、売上げが確実に落ちているみたいです。死活問題になりつつあるということです。このまま放置しますと、この町の夜は真っ暗になるということになります。仮にタクシー会社の撤退ということに

なれば、高齢者の免許返納という、そういう促進と両立しないわけですし、やっぱり先ほど言ったように過疎化に拍車をかける重大な問題であるというふうに考えています。何らかの方策を考えて、助成も含めて対策を考えられないものかと思っているのですが、いかがですか。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、タクシー会社への町助成についてでございますけれども、同様の質問、今年3月議会でもいただいていると思いますけれども、その際には限られた財源であることから優先順位をつけてまずは積丹線の維持に努めたいと答えたかなと思っております。実態を見極めて今後の検討課題として考えたいと答弁申し上げました。基本的には当時の答弁のとおりでございますけれども、実態を見極めるということでタクシー会社の余市営業所長とざくばらんにお話しさせていただきました。その中、やっぱり利用者減や乗務員の確保が難しいということで町内での営業が難しくなっているという説明があったところでございます。具体的なことを申し上げますと、真貝議員先ほどおっしゃったように余市営業所から7時30分に出発して8時から営業開始いたしまして、帰りは6時、この運転手さんは6時から7時に帰った後も余市で勤務するということだったのですけれども、何せ運転手さんが古平に行きたがらない、ざくばらんに申し上げて、古平町内での月額運転手の売上げ、40万から50万くらいだそうなのです。余市町内で走っていれば、月額は75万を超えるということで運転手さんも行きたがらないで、ですから古平で営業していた運転手さんが余市戻ったときに遠距離があれば、そちらを優先的にその運転手さんに回しながら、そういった気の遣い方もしながら実施しているということでございました。たまたまこの支店長の娘さんが古平にいるということで、古平のほうに車を回しているわけですが、実際のところは本当に撤退したいというのが現状でございました。

こういった実態を踏まえた支援策として、10月に出しましたプレミアム商品券、それから12月から開始となるふるびら地域応援商品券もタクシーで使えるような、商工会のほうに加盟して、それでタクシーにもそういった商品券が使えるような形をまず取りました。その売上げがまだ出てこないのですけれども、大体1万二、三千円くらいは出ているということで、これからもそういったものを検討しながら限られた財源の中でタクシーだけではなくて、積丹線、それからコミュニティバスの地域交通というのはやっぱり考えていかなければならないのかなと思っております。

それで、確かに私もお酒好きですから、夜飲みに出てもやはり町寂しいのかなと。浜町から何で飲みに来たのと言ったら、7時のバスだかに乗ってきたとかと言って、帰りどうするのと言ったら、帰りは奥さんが迎えに来るとか、やっぱりそういった現状で今やっているみたいですので、飲食店にも迷惑かけているのかなと思っておりますけれども、いかにせん余市の中では夜やっても本当に商売にならない、ましてや先ほど真貝議員おっしゃったように土日祝日でも1日の売上げが2,000円、3,000円あればいいほうだという実態でございますので。

それと、営業所長が申した中では、古平町内の運転であっても余市のほうに電話いただければ来ますよということでしたので、その辺は私も再度確認しながら、そういうことができるのであれば、そういったものを町民に周知して、時間帯もどうなっているのか、ただそういう話合いの中で余市から電話いただければ町内の運行でも来ますよということでしたので、その辺が何時までどうなっ

ているのか、その辺煮詰めるものを煮詰めて町民に周知してまいりたいと考えておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○3番（真貝政昭君） タクシーについては、初めての質問かもしれませんが。バスについては前に伺って、そのときにデマンドの話が出ましたけれども、タクシーとデマンドは競合するやつですし、タクシー会社の売上げが落ちるのは目に見えています。だから、タクシー会社の営業を町が妨害しているような形になります。そこら辺は、やっぱり慎重に考えて、私はタクシー会社の営業を妨害するようなやり方は変えて、福祉バスを目的に応じて貸すというのとはちょっと違うあれです。デマンドというのは、タクシー会社がないような地域で考えられたやつで、タクシー会社が存在している古平町にちょっと合わない発想でないかというふうな気がしていました。特に夜の足を確保する上では、やっぱり撤退してもらっては困るのです。何かあったら救急車を使えという問題でもないし、デマンドで前の日に予約しなければならぬというようなものでもないし、先ほど言った高齢者の免許返納とも両立しないわけですから、何としても存続の方向で考えていただきたいと思っています。

規模縮小については、前任者の場合は全く相手にされなかったというのが利用者のほうから聞こえてきています。そういう面では、町長が替わって会社のほうとお話ししたというのは一歩前進だと思います。売上げがやっぱりネックになると思います。売上げを上げるためには、何らかの方法を両方で考える必要があると思うのです。町側は、撤退してもらったら困ると、タクシー会社のほうは売上げ増につなげたいという思いがありますから、そこら辺で両方で調整していけばいいのかなと思っています。

一つの方法として、積丹町がタクシー券を町民に配付しているのです。先ほどの商品券で利用できるというのは、効果的だと思いますけれども、積丹町の場合は70歳を超える方で非課税ですけれども、タクシー券を1世帯5,000円配付しています。それで、障害者の世帯もそうです。70歳以上というのは、やっぱり免許がないだとか、車が持てないだとかという年齢的なものだと思います。それと、子育て世帯も対象にしているのです。子育て世帯は、非課税、課税全く関係なく対象にしています。そういうことでタクシー会社への直接的な助成ということではなしに、町民のタクシー利用を促進するというところで応援するという手もありますので、その点も考慮に入れてこれから会社のほうと対応していただければなというふうに私は思っていますけれども、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員おっしゃるとおり、先日所長も、余市町でも今年度から巡回バス増やしております。やはりタクシーその影響受けているというお話をしてございました。その辺も考えながら、コロナワクチンのときもタクシー会社に基本料金の助成をしていたとか、そういった経緯もございますので、これから定期的になるかどうか分かりませんが、余市営業所のほうとそういった話し合い持ちながら、前向きにどうしたら町民のために、どうしたら会社のためになるのか、そういったことを考えながら進めていきたいなと思います。

○3番（真貝政昭君） 歴史的な経緯もあって……

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時36分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（真貝政昭君） 歴史的な経緯があると思いますけれども、新規参入ができない地域ですので、そこら辺は絶対死守という形で事に対応していただきたいなと思う次第です。

次に、子育て世帯への助成について伺います。通告書を読み上げますけれども、今年度の出生数が4人、前年は7人、その前は2人ということで町の経済を支える労働力という面を考えると絶望的な数字が続いています。商店からのため息も聞こえています。この状況を打開するためにソフト面で、ハード面は3月の議会で私の主張を申し上げますけれども、今回はソフト面で幾つか挙げました。それで、いろいろと施策を今までやってきましたけれども、幼児センター、それから小中の義務教育、それから高校生はもちろん、専門学生だとか大学に子弟を送っている家庭、大変な経済的な負担で子供を育てているわけですけれども、医療費の助成を今まで高校生までだったのを専門学生、大学生まで広げると。さほどかからないというふうに見ています。それから、国保に加入している方の大学生までのそれこそ教育に仕込んでいる間、その均等割を現在小学校入学前まで助成していますけれども、それを考えてみてはどうか。それから、給食費です。幼児センター、それから小中の就学援助以外の給食費を払っている方たちの無料化を考えてみてはどうかと。それから、就学援助の率を今の1.2倍から1.3倍以上に引き上げると。それから、平成元年くらいに四、五百名小中学生がいたときに学校で集めている教材費を無償化したことがあります。平成15年くらいまで続けていたと記憶しています。ここまで子供が減った状況でそういうことはできるというふうに思っています。それから、今まで古平高校があったときは、経済状態によって交通費をかけないで高校まで行かせることができたのが今度交通費の負担が増えたということで、これが余市方面に若い世代が引っ越す大きな要因になっていると思われま。この間道庁に行って（聴取不能）古平町でも出しているから道庁でも考えてくれというふうに要望を出してきました。そのことを道に対しても要求すべきだし、古平町が率先して実現するまで助成してはどうかと。これは、全部をやれというふうにはならないかもしれないけれども、今考えられる施策としてこれらのことを念頭に置いて若い世代がここで子育てが安心してできるような環境をつくらないとこの状況は打開できないというふうに思っています。どうでしょうか。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時42分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎時間の延長

○議長（堀 清君） このままでいったら、5時までにはできないので、取りあえず延長したいと思えますけれども、ご理解してもらえるかな、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

◎日程第27 一般質問（続行）

○議長（堀 清君） ということで、町長、答弁をお願いします。

○町長（成田昭彦君） 子育て世帯への助成についてご答弁申し上げます。

専門学生、大学生の医療費の無料化、それから国保の均等割の無料化、それから保育料、幼小中給食費の無料化につきましては私のほうから答弁申し上げまして、就学援助の基準引上げ、それから教材費の無料化、高校通学費の全額助成については教育長のほうから答弁申し上げます。

専門学生、大学生の医療費無料化につきましてでございますけれども、子供の医療費につきましては私も管内で比較しましても高校生まで無償化を行っていて、なおかつ所得制限も設けてございません。自己負担もない町村となりますと、古平町含めて3町村しかないという現状でございます。町民の声を聞いても、議会だよりなんかでそういった意見を聞いていてもやはり医療費が充実しているという言葉がよく出てございますけれども、私ももそういったもので充実していると考えておりますので、大学生にまで範囲を広げることは考えておりません。

それから、国保の均等割の無料化でございますけれども、国保税につきましては北海道でこの三、四年以内に資産割を廃止して均等割と平等割と所得割の3方式の賦課方法への統一化を目指しているところであります。さらに、令和12年度までに道内の保険料の統一化の方針が示されておりますので、現段階で均等割を無料にするということは考えてございません。

それから、幼児センターの保育料、給食費の無料化でございますけれども、これにつきましては3月議会でも答弁してございますけれども、変わってございません。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化が開始される際に国において、3歳から5歳までの子供たちの食材料費について実費徴収を基本とする、これまでも保育料の一部として保護者に負担いただいていた、保育料は無償化とするけれども、食材料費については保護者に負担いただくという考え方を維持するということが示されてございます。それで、古平町としても国の基準どおり3歳以上児の保育料は無償化、3歳未満の第1子のみ保育料は徴収、食材料費は徴収、主食費につきましては国基準以下ということになっておりますけれども、こういった中で国以上の軽減措置は考えてございません。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の質問で教育委員会所管の部分についてお答えいたします。

給食費、小学校、中学校の部分でございますが、これまでも申し述べましたように給食費は食材料費のみの部分を保護者に負担いただいております。また、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては必要な援助も行っていることから、現段階での無償化は考えてございません。

次に、就学援助の基準額の引上げについてですが、町の子育て世帯への支援施策の中で今後全体的に包括的に研究、検討してまいりたいと思っております。

次に、教材費につきましては、児童生徒が個々に使うドリルなどの購入費を保護者に負担いただいておりますが、給食費同様、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては必要な援助も行っていることから、それ以外は現段階での無償化は考えてございません。

次に、通学費補助金は、現在これまでも申しましているように小樽市内月額1万円、余市町内への通学者月額7,500円となっております。いずれも定期券購入費に対して割合としては3分の1強の部分の助成ができていることから、妥当な金額だと考えてございます。ということで、現段階で全額助成などということまでは考えてございません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 今前向きな項目もありましたけれども、幾つか現状を述べます。医療費の無料化については、早くに古平町は18歳までと近隣町村を牽引してきた経緯があります。しかし、ここに至って余市町も積丹町も18歳まで医療費の無料化を打ち出しています。だから、横並びの状態になりました。かつて余市町の役場の職員たち、首長さんもそうですけれども、余市町は特にいろんな施策をしなくても人が集まるから、何もしなくてもいいのだというようなことを豪語していた時代がありました。余市町の出生数も近年激減して、それどころではなくなったというふうに私は見ています。古平町もこのままいきますと、この状態でいくと思います。極めて重症な状況になると思います。何とか考えてほしいなというふうに思っています。

それから、国保の均等割については、対象者を拡大することは構わないという政府の見解が出ています。ですから、自治体の独自性に任せると、そういう見解です。だから、これも古平町独自の施策を取れる項目になります。

それから、保育料、幼小中の給食費の無料化なのですけれども、小中学校の給食費の無料化というのは、これは年がたつにつれて自治体が増えています。後志管内の様子も前にこちらのほうで調べましたけれども、増えています。半額補助だとか、いろいろやっています。このコロナの中でも、そのときだけですけれども、半年分を無料にするだとかやっていますので、考えられるのではないかというふうに思います。

それから、就学援助の基準の引上げは、検討課題というふうに先ほど説明があったと思いますけれども、生保の1.3倍以上というのは北海道の自治体の6割以上になっています。給食費の無料どうのこうのと制限加えるよりも、就学援助の基準をずっと上げたほうが大体全員対象になるようなことになるような気がいたします。

それから、教材費の無料化についても、ただいま学校現場で集めているやつも2人、7人、4人という時代になりますといかがなものかと、いただくこと自体が、そういうレベルの問題かというふうに考えています。

高校通学費の問題は、明らかに経済状態によってここから通わせれるか通わせられないかの選択で若い世代は考えると思います。私がこういう事態になった場合は、ここに職場があった場合、余市から通勤ということ選択肢になりますから、子供の通学費の件についても重要な課題として考えていただきたいなと思う次第です。

次に行きます。若者の定着対策です。新築住宅への助成と家賃助成を考えてみてはどうかという

ことです。新築への助成については、前々町長のときに実施していた項目です。前任者がこれを廃止してしまつたと。仁木町は、新築した場合200万円の助成があります。このことによって役場職員も仁木町内に家を建てる方が増えてきたというふうに向っています。それから、赤井川村は、新築した場合は300万円の助成があります。そのほかに公共下水道に加入した場合の助成だとかありますので、若者定着対策としてこの新築住宅への助成を復活させるべきではないかというふうに考えています。それと、家賃助成です。特に若者を町内に住んでもらうということで家賃助成というのは重要な施策になると思いますので、検討できないかということです。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の若者定着対策についてご答弁申し上げます。

町内への移住、定住を促進するために平成27年度に古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成いたしました。その中で新築補助、それから家賃補助を実施した経緯はございますけれども、それぞれ利用が低調だったこと、それから補助制度の定量的な効果をはかることが難しいことから、新築補助は平成28年、29年度の2年度で廃止しております。それから、家賃補助は、平成28年度から総合戦略の計画最終年である令和元年度をもって終了したところでございます。新築、また家賃補助は全く効果がないとは思いませんけれども、補助制度を設けても町内への新たな人の流れは生まれなかったことは事実でありますので、現時点でこれらの制度を復活することは考えてございません。

○3番（真貝政昭君） 高い家賃を払うのであれば、家を持ったほうがいいのだという考え方が若い方にはあります。ぜひ重要な課題として考え直していただきたいと思う次第です。余市、仁木方面が地理的に古平よりもずっと好条件なわけですから、そこで新築住宅の助成なんかやられたら、ますます集まります。今のこの年齢になっても魅力だなというふうに思いますから、ぜひとも大事な施策として考えていただきたいと思う次第です。新築は、前任者によってペケにされたので、復活を望むということです。効果は、やってみなければ分からないということですから、ぜひ考えていただきたいと思う次第です。

最後に、墓地内にある無縁塔についてです。かなり以前から無縁塔と書いているけれども、誰の所有なのかということ疑問に思っていました。時期になりますと、花だとかいろいろと飾られてお参りしている方がいらっしゃることなのですから、私も割と無神論者なものですから、あそこの場所を歩いて通ることも少ないものですから、我が家の墓地の位置に関係してなかなか思い至らなかったのですけれども、調べてみたら明治32年建設で、皇紀2,600年を記念して古平町の仏教会の連合会が建設したというふうに刻まれていました。材料は誰々、石工さんが誰々という銘も入っていました。無縁塔ですから、縁のない方々で、名前もどこかに記載されているということではないように思いました。しかし、町史を調べましたら、名前がある方といますか、後に名前が分かった方も含めて、終戦直前の7月15日のアメリカ軍の攻撃で鉾石積みの船が沈没させられて、名前も古平町内5人の名前が分かっている、それから会社のほうで名前が分かっている方が確認されて、そのときに21名の方が亡くなったそうです。それで、2名の方が行方不明ということになっていたのです。それで、戦前のことですから、ここにそのときの犠牲者が誰かいて葬られたかというのは、当時ですから、いろんな重要書類が政府等の指示で破棄された時代なので、町のほうでも

分からないということでした。それで、町史編さん室で町史を調べましたら、戦後昭和二十何年でしたか、2か年にわたってこの船の引揚げと解体がされたそうです。そのときに2名の遺体が出てきて、火葬してこの無縁塔に葬ったという記述がありました。だから、仏教会の連合会は、もう解散してありませんけれども、結局責任者がいなくなった状態なのですけれども、戦前のあの記録といますか、記憶といますか、この中に眠っているということが分かりました。それで、私時々NHKの「持論公論」見るのですけれども、全国各地でこの戦争の記録といますか、記念の碑だとか、そういうものが次から次と解体されてなくなっているという時代なのです。これを何とか記憶として残す方法はないかということで、その解説員が語っていたのはその地域の重要文化財にして、そして記憶を残すと、そういう提案をされていました。私は、これに賛同しまして、古平町でもこういう方向で何らかの方策が取れないかと思って今回の一般質問に上げた次第です。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の墓地内の無縁塔についてご答弁申し上げます。

町の文化財にしてはどうかという意見につきましては、教育長のほうから答弁いたします。

町営墓地内には、真貝議員今おっしゃったように昭和20年の7月15日、古平漁港にいた射水丸がマンガン鉱石積んでいくのに砲撃されて21名が亡くなったという話は私も聞いております。その辺までは、町史に載っていると思いますけれども、ただそれが今の無縁仏にどういう形で入っているのかはちょっと私も知りませんでしたけれども、それは別といたしまして、町営墓地内には無縁仏の墓や塔がまだほかにもあります。墓地内の草刈り、それから近辺の環境整備等は、個別の管理については町が関わることは考えておりません。あの辺一带草刈りは、私どもの墓地一帯やりますので、そのときに無縁仏のところは草刈り等をして、そういった環境管理はしてございますので、町でできることといえばそれくらいのこと、ちょうどあそこ私の墓からも近いものですから、よく見て歩くのですけれども、確かにお参りしていますけれども、お参りしている人はあまり関係ない人がお参りして供え物しているみたいですが、そういったことで私どもができるのはそういった環境整備くらいかなというふうに思っております。

○教育長（三浦史洋君） ご質問の中で町の文化財にしてはどうかということでございますので、その部分で考えてみています。文化財の定義につきましては、町の条例、文化財保護条例ではこのようになっております。町にとって歴史上または学術上価値の高いものと規定がございます。その部分で今回の部分、今お話聞いていてももう少し詳しく分かったのですけれども、以前の答弁考えたときには墓地内の無縁塔については今の定義には当てはまりづらい、当てはまらないだろうと考えて判断しております。

○3番（真貝政昭君） 町がこういう代物に積極的に関わられるかどうかというのは、また別な問題で、町の文化財に指定しているものに琴平神社境内内にある鎮魂歌碑、これも文化財にしているのです。それから、港町にあるシコロの碑、沖合で出羽丸が遭難して、そしてシコロの木からロープで人命救助に当たったということで、その碑も文化財にしているのです。だから、戦争の記憶といますか、この無縁塔の中には明らかに歴史的なものを見いだすことができるのではないかと。何も町の財産にしるというわけではないです。もう財産管理する人はいませんが、歴史の記憶

としてやはり重要だというふうに考えるべきだと思います。この中には、朝鮮人もいるみたいですよ。だから、戦争の記憶を次世代に伝えていくためにもきちんとした対応を取ったほうがいいのではないかとこのように思うのです。私今回の一般質問でこれを取り上げてお盆のときにはお花や線香、ろうそくも上げてお参りしたいなと思っているのです。古平に全く関わりのない方、前任者言いましたけれども、前々任者なんかもすごく情が厚くてお亡くなりになったときには必ずお参りをしてという、そういうことを繰り返してきた町です。非常に情が厚いと、そういうのも考えますとむげにできない無縁塔だというふうに私は思っているのです。町条例が適用できないというのであれば、ちょっと変える必要もあるのではないかとこのように考えているのですけれども、どうですか。

○教育長（三浦史洋君） ご質問の部分で前段のシコロの碑の部分は、吉田一穂の部分では詩歌の魚歌と鎮魂歌と白鳥古丹ですか、が7つの中に入っております。

本題の部分で、この部分につきましてはまず真貝議員のご意見としてきちんと重く受け止めておきます。あとは、検討なりをしていかなければならないのですけれども、今のご質問の中での情報でいけるというのをすぐ判断できませんので、今後もう少し詳しく我々も実際に行って、今雪あれだけでも、ちょっと時間かかりますけれども、勉強させていただいて何らかの判断をしていかなければならないかと、それは議員さんにでも何か報告なりでもしなければならぬかなと、時間はかかると思いますけれども、考えたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 初めての質問なので、それで結構だと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀 清君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時07分

再開 午後 5時14分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま意見案第6号及び各委員会の閉会中の継続審査・調査申出書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号及び各委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を追加日程することに決定しました。

◎追加日程第1 意見案第6号

○議長（堀 清君） それでは、追加日程第1、意見案第6号 補聴器購入補助等の改善をはじめ

め、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第6号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第2、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎追加日程第3 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第3、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎追加日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第4、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 追加日程第6、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第7 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 追加日程第7、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 5時23分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員